

令和7年

## 第2回忠岡町議会定例会会議録

開会 令和7年6月26日

閉会 令和7年7月15日

忠岡町議会

令和7年 第2回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

令和7年6月26日午前10時、第2回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 河瀬 成利議員	2番 今奈良幸子議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 河野 隆子議員	6番 高迫 照子議員
7番 森野 良一議員	8番 田辺 みき議員	9番 前川 和也議員
10番 尾崎 孝子議員	11番 二家本英生議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
産業住民部長	新城 正俊	中定 昭博	
産業住民部次長兼生活環境課長		産業住民部次長兼住民人権課長	
	小倉由紀夫	谷野 彰俊	
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
教育部長	柏原 憲一	大谷 貴利	
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	岸田 健二
	石本 秀樹	消防次長兼予防課長	下川 浩幸

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	南 智樹
事務局係長	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（前川 和也議長）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員でありますので、会議は成立をしております。

議長（前川 和也議長）

ただいまから、令和7年第2回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長（前川 和也議長）

これより会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長（前川 和也議長）

まず、本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（南 智樹事務局長）

議長。

議長（前川 和也議長）

議会事務局長。

議会事務局（南 智樹事務局長）

令和7年第2回忠岡町議会定例会議事日程（1日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	一般質問

以上のとおりでございます。

議長（前川 和也議長）

第2回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より所信の表明を兼ねた挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

皆さん、おはようございます。本日は令和7年第2回忠岡町定例議会を招集いたしましたところ、ご多忙のところご参集くださり、ありがとうございます。

議長の許可を頂きましたので、議員皆様にご挨拶をさせていただきます。

まず初めに、副町長の坂上佳隆氏が、6月13日付をもちまして退職されましたことをご報告申し上げます。

さて、私、町長に就任いたしましたして1か月が経過いたしました。本日は初めての定例議会の本会議の開会ということでございます。私は33年間、議員として住民皆様の声をたくさんお聞きし、議会に届けてまいりました。このたびは町政運営におきまして公約を実現していくために、住民皆様のお声をよくお聞きし、議会の皆様のご理解を頂けるよう鋭意努力してまいる所存でございます。

私の公約の1つ目の柱は、清潔で公正な町政をつくることであります。

公共工事の入札制度につきましては、官製談合を防止し、公正で適切な入札制度にするために現在検討を行っているところでございます。

2つ目は、物価高騰から住民の暮らしを守ることでございます。

水道料金や保険料など住民の負担軽減を行ってまいりたいと考えております。

3つ目は、町民のごみ処理において、公民連携の仮称地域エネルギーセンター整備運営等事業計画につきましては、中止をしていくために、広域処理を目指してまいりたいと考えております。

これらのことを実現していくために、住民皆様の声をよくお聞きする1つとして、タウンミーティングを開催してまいりたいと考えております。

また、子育て支援におきましては、小中学校の給食費の無償化を早期に実施してまいりたいと考えております。

高齢になっても元気で生きがいを持って生活ができるよう、健康づくりと介護予防につながる施策を進めてまいります。

また、防災におきましては、近い将来発生するとされております南海トラフ巨大地震や豪雨災害に備え、民間木造住宅の耐震化工事の補助事業の促進や避難行動要支援者の避難計画の作成、避難所の整備など災害への備えを行い、安心安全のまちづくりを進めてまいります。

今年度は、忠岡町男女共同参画計画の中間見直しが行われます。男女共同参画社会の実現に向け、忠岡町がその役割を発揮できるように取組を進めてまいります。

これらの実現には、町民の皆様、議員の皆様、そして、職員とともに力を合わせる事が不可欠でございます。そのために私は精いっぱい尽力してまいります。

結びに、議員皆様の町政運営へのご理解とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、私の所信の一端を述べてご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、5番・河野隆子議員、6番・高迫照子議員を指名いたします。

議長（前川 和也議長）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は本日より7月15日までの20日間といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議なしと認めます。

よって、会期は、7月15日までの20日間と決定いたしました。

議長（前川 和也議長）

日程第3 諸般の報告を行います。

例月出納検査について、私より報告をいたします。

5月27日実施の例月出納検査について、お手元にご配布の資料のとおり検査をいたしましたので、ご報告をいたします。

議長（前川 和也議長）

これにて諸般の報告を終わります。

議長（前川 和也議長）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

まず初めに、森野良一議員の発言を許します。

7番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

おはようございます。森野良一でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

私は、先月行われた町議会議員補欠選挙にて初当選をさせていただき、初めての一般質問となりますが、精いっぱい質問を行ってまいりたいと思いますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

まずは、このたび、5月18日に行われた町長選挙にて、是枝町長が掲げられた町長選挙公約について伺っていきたいと思います。

今回の町長選挙にて是枝町長はたくさんの選挙公約を町民の皆様に対し約束されておられました。

忠岡町選挙公報では「忠岡町の財政は好転しており、これまでに20億円もため込んでいる。今すぐ基金を生かし、命と暮らしを守ります」と書かれておりますが、町民に約束した公約は、いつまでにどのような方法で達成されるのかをお答えいただきたいと思えます。

1つ目、地域エネルギーセンター誘致の即時白紙撤回。是枝町長はこの企画が持ち上がった令和4年9月議会以降、一貫して事業計画の中止を訴え続け、事業が進行している現在においても、事業の白紙撤回を掲げ、町長選挙公約の1丁目1番地、すなわち最重要課題として選挙戦を戦われておられました。

また、これまでの議会においても、ダイオキシンやCO2排出量などについて何度も質問され、生活環境課がどれだけ説明しても耳を傾けることなく、健康被害と環境汚染を訴え続けておられましたが、是枝町長は産業廃棄物処理を含む焼却施設誘致の白紙撤回について町民との約束をどのように果たされるのかを伺います。

次に、2つ目として、国民健康保険料の引下げについて伺います。是枝町長は、町長選挙公報にて健康保険料の引下げと子ども均等割の廃止を公約に掲げられています。財源につきましては、ため込んだ基金20億円を活用すると明記されておりました。

また、町長は議員時代も、国保基金7,000万円の取崩しと一般会計からの繰入れを行い、国民健康保険料を引き下げを求めておられました。令和5年6月議会では、この7,000万円の基金を取り崩せば1人当たり2万円の保険料の引下げができるとおっしゃっておられましたが、いつ保険料を下げられるのですか。

また、子ども均等割も廃止していただけますね。ご答弁を求めます。

次に、3つ目として、介護保険料の引下げについて伺います。介護保険料についても、是枝町長は町長選挙公報にて、ため込んだ20億円の財政調整基金を活用し、引下げを行うと約束しておられます。

また、国保と同様に介護保険準備基金を取り崩し、保険料を下げるとも言い続けておられておりましたが、おっしゃっておられたとおり保険料準備基金を取り崩していただき、保険料を下げてくださいね。ご答弁、求めます。

次に、ため込んだ20億円の基金を今すぐ活用し、物価高騰から暮らしを守る政策から5点質問いたします。

4つ目。町長は、選挙公報にて保育料無償化の約束をしています。子どもを育てながら働く親にとっては大変うれしい公約であります。現在も第2子の保育料については無償化の予算が計上されておりますが、いつから全ての保育料が無償化されるのかを町民の皆様

にお示しく下さい。

次に、今年度から小中学校給食の無償化について、是枝町長の選挙公報には、小中学校給食の質の向上と無償化が約束されており、また私も見ていましたが、JC主催の討論会において学校給食の無償化は今年度より開始すると公言されておられましたが、何月から給食は無償化されるのですか。ご答弁を求めます。

次に6つ目といたしまして、子ども医療の完全無償化について伺います。現在、子ども医療費は18歳まで500円の自己負担にて診療を受けることができますが、この自己負担分についても、いつ完全無償化されるのでしょうか、ご答弁を求めます。

次に7つ目、水道料金の引下げについて伺います。

本町は、本年度、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、4月から9月までの6か月間、水道基本料金の減免事業を行うことを令和7年3月議会において議決し、約4,800万円が本年度予算に計上されておりますが、その後、是枝町長が5月に公約に掲げた水道料金の引下げは、どのような水道料金の引下げを目指すのか、お示しく下さい。

最後に8つ目といたしまして、下水道料金の引下げについて伺います。

下水道料金の引き下げについては、町長選を戦った松井元議員が熱心に取り組みされておられました。公約に掲げていたものを選挙中に模倣したようにも思われますが、是枝町長は下水道料金のどの部分を引き下げ、将来に向け本町の下水道事業をどのようにお考えなのかをお示しく下さい。

以上、このたびの町長選挙において是枝町長が掲げた公約の一部であります。町民の皆さんに対し公約の詳細をお示しく下さい。お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

ご質問ありがとうございます。

選挙公約につきましてのご質問でございますが、議員は、地域エネルギーセンター誘致の即時白紙撤回と申して通告もされておられましたが、即時ということではなく、白紙撤回でありましたので、そのようなことをご答弁をさせていただきます。

地域エネルギーセンターの誘致につきましては、忠岡町住民のごみ処理の広域化を目指し、住民の声をお聞きし、議会議員の皆様のご理解をいただきながら、計画の中止に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

2つ目の国民健康保険料の引下げにつきましては、加入者の方から保険料が大変高いとお声をお聞きしておりますので、引下げと同じ効果のある国保加入者の負担軽減策を担当

部局と相談をし、考えてまいりたいと存じます。

3つ目の介護保険料の引下げにつきましては、介護予防にも力を入れ、介護保険会計の状況を踏まえ、一般会計からの繰入れも含めて担当部局と相談し、考えてまいりたいと存じます。

4つ目の保育料無償化につきましては、現在、町独自で第2子の保育料の無償化を行っているところであります。

第1子の保育料につきましては、子育て支援の一環として担当部局と相談をし、考えてまいりたいと存じます。

5つ目の学校給食の無償化は、国の方でも検討が行われており、時代の流れであります。早い時期に実施できるよう担当部局と相談をし、検討してまいりたいと考えております。

6つ目の子ども医療費無償化につきましては、子育て支援の一環として、担当部局と相談をし、考えてまいりたいと存じます。

7つ目の水道料金の引下げにつきましては、基本料金の補助ということでございます。来月7月から12月までの6か月間、物価高騰対策の交付金を活用して、水道料金の基本料金の減免が実施されますので、今後担当部局と相談をし、検討してまいりたいと存じます。

8つ目の下水道料金の引下げにつきましても、現在、下水道会計の状況を見ながら、引下げ、料金の改定も検討されておろうかと思っておりますので、下水道会計の状況を見ながら担当部局と相談をし、他の施策への影響がないようにと考えてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。率直に選挙期間中や議員時代とはかなり勢いが違うご答弁でありましたが、本当に公約を達成するつもりなんでしょうか。

まず、地域エネルギーセンター誘致計画の中止について、町民へは選挙中に、女性町長の誕生で産業廃棄物焼却施設誘致計画はきっぱり中止へなどというチラシを配布しており、選挙公報にはごみ処理は広域化と記載していましたが、どこの市と広域化する公約なのでしょうか、きちんとお答えを求めます。再度答弁を求めます。

次に、国民健康保険料や介護保険料の引下げについては、是枝町長の街頭演説や議員時代の記録を見ると、基金を取り崩し、一般会計から繰入れを行えば、さも簡単に保険料を引き下げられるかの言い方でしたが、先ほどのご答弁での国保加入者への保険料引下げと同じ効果のある負担軽減策というのは、どういうことでしょうか。日本共産党の議員として何十年も訴え続けた保険料引下げは行わないのですか。また、子ども均等割の廃止は行

うのですか。できないことを書き、町民をだますことが公約ですか。再度ご答弁を求めます。

最後に、今すぐ財政調整基金残高20億円を生かし、命と暮らしを守ると記した保育料無償化、学校給食無償化、子ども医療費の無償化、水道料金の引下げ、下水道料金引下げについても、町民は選挙公報やチラシを見て、無償化や料金の引下げがなされるものと思っていますが、この公約は適当に掲げた公約なのでしょうか。再度ご答弁お願いいたします。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

1つ目の地域エネルギーセンターの誘致の件でございますが、これも広域化を目指して、これから具体的に検討をしてみたいということでございますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

また、国民健康保険料に関しましても、保険料、大変高いということでもありますので、それと相当する引下げと同じ効果のある国保加入者の負担軽減策を担当部局と相談し、考えてまいりたいと存じます。

また、子育て支援に関しての保育料の無償化、学校給食の無償化など、こういったことも基金というふうには、いきなりということではなく、どの財源を使ってということは財政部局とも相談をしてということでもありますので、例えば税収で使うのか、またふるさと応援寄附金なのか、また国からの地方交付税なのか、様々な財源がございます。不足する、足りないというところに関しましては、財政調整基金ということもあり得るかと思っておりますが、担当部局、そして財政部局と相談をして検討してみたいと存じます。

公約については一つ一つ実現してみたいというふうには考えております。よろしくご理解のほど、よろしくお願いいたします。

7番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。

私は選挙期間中に是枝町長の選挙公報を見て、忠岡町の将来を考えた公約とは思えませんでした。私も含め職員の皆さんも何でも無料にしたいというお気持ちはあると思います。しかし、本町の前年度決算は財政調整基金を取り崩しての黒字決算であり、是枝町長が掲げるような町財政運営を行えば、本町は将来的には無償化どころか料金の引上げをしなければならなくなるかと考えているので、できないんです。

職員の皆さんは町財政を考えながら各事業を行ってくれています。また、私たち町議会も税金の使い方をきちんとチェックをなされていますので、公約が果たせない場合も職員や議会のせいにはせず、町長自身の責任と捉えてください。

そして、町長選挙公報に掲げた公約が果たせない場合は、町民の皆さんに対しどのように責任を取るおつもりなのか、ご答弁ください。よろしく願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

忠岡町の財政状況を考えながらということもございますので、私の一存だけで全てを一気にということはちょっと考えにくいかと存じますが、公約を一つ一つ実現していくというのは、物価高騰で町民の暮らしは今大変になっているというところがありますので、その暮らしを少しでも支えたいということと、あと忠岡町の財政状況も見ながらということで、方法や時期については担当部局また財政部局と相談しながら考えてまいりたいと存じます。

以上でございます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

7番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。地域エネルギーセンターについて伺います。

さきの町長選挙公約についての質問でも少し触れましたが、是枝町長は2度にわたる町長選挙にて、産廃焼却施設誘致計画については、健康被害や環境汚染を引き起こすなどの理由で、是枝町長も所属する日本共産党の議員と明るい住民本位の忠岡町政をつくる会とともに、誘致計画の即時白紙撤回と広域化をこのたびの町長選挙公約の柱として掲げていました。

是枝町長、もう後には引けないと思います。広域化協議を行う間は、現在進行中の地域エネルギーセンター建設事業をこのまま進めるのかどうかを伺います。ご答弁よろしく願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

地域エネルギーセンターの計画の中止に向けてでございますが、現在の事業が中止するまでは、現在の事業が進められるということは理解をしております。広域処理についての具体的検討もまだこれからでございます。議員お尋ねの点につきまして、大変大事なご意見として受け止めさせていただきます。十分理解はしております。そして、今後、これからそういった広域化についての検討を始めてまいります。ご理解のほどよろしく願います。

7番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。

それでは、現在、協定に基づき地域エネルギーセンター事業を進めている事業者に対して広域化協議を行う方針転換をする意向は、正式にお伝えしたのでしょうか。伝えていないのであれば、なぜ伝えていないのですか。そして、このことをいつお伝えするつもりなのか。誘致計画を中止するのであれば、一刻も早く事業者に対し協定の白紙撤回を申し出るべきであると思います。

事業者は今年度、ごみの中継施設内の設備投資の予定があり、協定の白紙撤回の申し出が遅れば遅れるほど、賠償金などの費用は膨らみます。また、広域化協議が長引けば、賠償金だけではなく、取り返しのつかない事態になる可能性もありますので、すぐに事業者に対しても正式に白紙撤回の意向を説明するべきだと思います。

再度、ご答弁をお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

ごみ処理の公民連携協定を中止するという事は、その毎日の町民のごみ処理を三重県の伊賀市にあります三重中央開発に焼却委託をするという、そういったことがセットになっておりますので、協定の中止にはそれに代わるごみ処理方法を確定しておく必要がございます。

委託を含めて広域処理を目指しておりますので、それに向けての取組を進めてまいりた

いと考えております。ですからそのごみ処理方法が確定するまでの間は、中止の話を申し上げていくということにはならないかと存じます。ご理解のほどよろしく願いをいたします。

7番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。なかなかあの選挙期間中とかに比べますと、かなり勢いが失速しているような感じがありまして、本当にやる気があるのかなというご答弁が続いておりますけれども、広域化を目指すとのことで時間稼ぎをし、最後は議会や職員への責任転嫁をするおつもりですか。今まで「住民にきちんと説明しろ」と言い続けてきたのではないですか。きちんと答弁をお願いします。そして、早期の住民説明会の開催を要望いたします。コメントお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

皆様にご説明できる状況になりましたら、しっかりご説明させていただきます。住民の皆様のお声を聞き、検討を進めてまいります。ご理解のほどよろしく願いをいたします。

7番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

是枝町長、これまで自分たちが要望してきたことは、きちんと行ってください。私はこれからも町長公約の達成度について伺っていきますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

議長（前川 和也議長）

以上で、森野良一議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

次に、高迫照子議員の発言を許します。

6 番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

おはようございます。日本共産党の高迫照子です。一般質問をさせていただきます。

文科省は昨年11月、2023年度の小中学校の不登校児童生徒数が11年連続過去最多の34万6,482人、約35万人が不登校となったことを発表しました。長欠児童数と合わせると49万3,440人になります。

この数は、部分登校や別室登校など学校に登校しているけれど、教室に入ることができない子どもや、フリースクールや支援センターなどに通っている子どもの数は入っていません。学校に行けない、あるいは行きづらい児童生徒が49万人もいるとは、大きな社会問題ではないでしょうか。

また、先生方の精神疾患も大変増えています。一体今、子どもと学校に何が起きているのか。全国で毎年なぜこんなに不登校が増えていると思われませんか。担当よりお願いします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのとおり、全国的に小中学校における不登校児童生徒数が増加し、本町におきましても小中学校ともに増加傾向となっております。

不登校の要因につきましては、人間関係、遊び、非行、無気力、不安等が挙げられますが、不登校は取り巻く環境によってどの児童生徒にも起こり得るものと考えております。まずは、学校の様子や家庭生活の変化、生活リズムの不調等、保護者と連携を図りながら児童生徒の状況を正確に把握し、適切に支援することが重要であると考えております。

6 番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

学習指導要領の改訂で、小学校では水曜日以外は1年生もオール5時間、小学2年生も6時間授業があつて、4年以上は毎日6時間授業と子どもにとってはかなりハードで、管理と競争、詰め込みで忙し過ぎる学校になっているのではないのでしょうか。

こうした中で友達関係をなかなか築けず、不安な子もいるでしょう。そこに全国学力テスト、中学校のチャレンジテスト、小学校ではすくすくウォッチなど、競争に追い立てられてストレスで学校生活が不安になっている子もいると思います。

不登校の子どもというのは、さっき担当からお話がありましたように、様々な理由で心が折れた状態にあり、登校ができなくなっていることです。これは怠けや弱さ、親の甘やかしのせいでは決してありません。

では、次にお尋ねします。忠岡町での不登校、1年間に30日以上欠席の児童生徒ですが、小学校と中学校、どれくらいおられるか、教えてください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

昨年度の30日以上の不登校の人数でございますが、小学校につきましては23名、中学校につきましては38名となっております。

6番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6番（高迫 照子議員）

両方で61名ですね。かつて私が担任していた男子生徒が、中学校になって学校へ通えなくなりました。クラブで体のことをからかわれ傷つき、その弟も学校で嫌なことがあり、兄弟で不登校になりました。

お母さんは中学校のカウンセラーとつながって時々相談していたので、この子たちはいつまでもこの状態が続くわけではないだろう、いつかは変わるだろうと我が子を信じていたそうです。このお母さんは偉いなと思います。

カウンセラーの指導もお母さんが仕事に行くんだから、家の仕事をこの2人にやらせなさいと言われたそうです。学校に行くことを強制せず、学校には行かない代わりに洗濯物を取り入れるなど家事をさせました。この頃は学生ボランティアが家に来てくれて、一緒にお菓子を買に行ったり、ゲームをして遊んだりもしていました。

そして、上の子は通信制の高校に通い、好きなデザインの仕事をを選び、弟も仕事に就いています。

2例目です。昔の話ですが、私も不登校になった我が子とのつらい体験があります。中学校3年2学期から行き渋り、以降3学期は登校できなくなり、卒業式も参加できませんでした。

生活は昼夜逆転、一步も家から出られなくなり、車に乗せて連れ出すと、中で姿を隠しました。子どもは友達関係で悩んでいたのです。親としてはかばんを持って普通に学校に行く当たり前のことがどんなにうらやましかったことか。

そして、私たちは病院の心療内科の先生にも相談しましたが、ドクターは学校へ行って殴られて解決するなら学校へ行かせなさいという指導でした。しかし、うちの子は直接対決をせずに不登校という形で逃げました。

ところが、次の年、愛知県で、随分前の話ですが、大河内君のいじめ事件が起きて、彼は自殺をしました。そこらあたりから国は無理に学校に行かせなくてもよいという方針を出し、不登校という形で避けるのも一つの方法だとなりました。当時、毎朝私は、今日に行くのかな、今日も行かないのかと朝の時間がつらかったです。しかし、環境が変わったら高校生活は楽しく過ごせました。

本題に戻ります。今や不登校は、その子だけの問題ではない。家族や学校だけの問題でもない。社会全体の問題ではないでしょうか。忠岡でも小中合わせて約60名近くが不登校になっているということなので、その子たちに何らかの支援が届いているのか、子どもたちの居場所がちゃんと保障されているのか、こうした話をお聞きいただいた上で質問に移ります。

不登校の子どもたちや居場所、学びの場所についてお尋ねします。幼稚園跡の忠岡適応指導教室ソレイユ、それと忠岡中学校と東忠岡小学校の校内にある適応教室について、通っている児童生徒の人数とか様子、もしフリースクールに通っている子もあれば、その人数と実態、あるいは適応教室に通えていなくて家で多くの時間を過ごしている子どもたちも、どんな様子か、どんな支援がされているのか教えてください。よろしくお願ひします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

まず第1に、学校が魅力のある安心安全な居場所になるよう、授業改善や仲間づくり等に取り組んでおります。あわせて、学校教育になじめない児童生徒について、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消等に努めるとともに、校内教育支援ルームや校外のソレイユ、フリースクール等、関係機関と連携を図りながら、不登校児童生徒が適切な指導や支援が受けられるよう努めております。

今年度につきましては、現時点で校内教育支援ルームにつきましては、忠岡中学校が3名、東忠岡小学校が3名、通室しております。また、校外のソレイユには小中学生3名が通室しております。フリースクール等につきましては1名が通っており、学校や関係機関

等、どこともつながっていない児童生徒はおりません。

引き続き居場所づくりに尽力してまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

6番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6番（高迫 照子議員）

そしたら再度お聞きしますが、ほぼ学校に来てないという児童生徒はおられないということでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

お子さんの中にはふだん登校がなかなか難しいお子さんもいらっしゃいますが、例えば学校行事の際に行かれたりという場合もございますし、学校、学級のほうになかなか入れないお子さんについては、先ほど申しあげました校内支援ルーム等、そして学校に通うのが困難な場合には、校外のソレイユ等という形で、どこか居場所づくりになるよう努めているところでございます。

6番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6番（高迫 照子議員）

本当に学校がいろいろ、先生たちもお忙しい中で努力されてるっていうお話でしたが、忠岡中学校の支援ルーム、適応指導教室には専任の先生はいらっしゃるのでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

東忠岡小学校には府費の非常勤の専任の校内教育支援員というのを配置しておりますが、中学校のほうには専任はございません。

6番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

ありがとうございました。

お話を聞いていると、東忠岡小学校には府費の専任の先生がおられるということで、コンタクトも取りやすいかなと思いますし、親との連絡もしやすいですね。しかし、忠岡中学校では、多分いろんな先生方が関わってくださっているとと思いますが、担任の先生も大変忙しい中で、かなりの部分をお任せするというのは大変だと思うし、私は子どものケアに回る専任の方に来ていただく必要があるのではないかと思います。

国の不登校対策として、2016年に教育機会確保法という不登校支援のための法律をつくり、2017年に施行されましたが、不登校は減少するどころか増加の一途をたどっています。これは不登校の児童生徒の心身状況よりも学習活動への支援が中心のようですから、不登校の子が救われるかは疑問です。

さらに2023年度、誰1人取り残さない、学びの保障に向けた不登校対策COCOLOプランでは、1人1人にタブレットを持たせて、健康状態の日常的な観察により児童生徒の心身の状況を把握するとされ、心や体調の小さなSOSを早期に発見する取組などで、行き渋りの子どもをあの手この手で登校させることに重点が置かれているように思い、子どもの気持ちを尊重する対応ができているのかなと思います。本来の趣旨とかけ離れた国の不登校対策は、実際の効果は表れているのかどうか、少し疑問です。

不登校とNPO法人の不登校当事者ニーズ全国調査によると、不登校の子どもたちが最も嫌だったことは、登校強制、登校刺激、望まぬ干渉や接触だと半数の子が述べています。本人の状態を考えないで、学校に行かないと将来困るんだなど子どもや親を追い詰める施策は、願いに反するやり方だから、これは効果がないのではないのでしょうか。

不登校への接し方もいろいろ変わってきました。昔はとにかく学校へ行かせる、引きずってでも行かせるような感じでした。私も生徒の家に何回も迎えにも行きました。現在は不登校の子どもたちは心に傷を負っている状態だから、その傷をゆっくり治していく。その苦悩や不安を理解して、子どもは休むことが必要だという考えになってきています。

子どもには休息の権利もあり、ありのままの自分で大丈夫なんだという自己肯定感を大切にし、自ら立ち上がるのを待つことが大切です。休んでいる間にいろいろ蓄えて、やがて自分でやってみようという自発的な動きが出てきます。

子どもは安心できる場所があると変わっていく。具体的にどうするかを子ども自身が決めていきます。これも子どもの権利だと思います。不登校で苦しんでいる子どもは、学校に行けない、自分は価値がない、生きている価値がないなどと自分を責めて自殺をする子もいます。

厚生労働省の令和6年度中における自殺の状況では、1年間に小中高の自殺者は529

人で過去最多だそうです。それだけ生きづらくなっているのではないのでしょうか。安心できる環境でゆっくり休むことを認め、子どもの思いを丸ごと受けとめ、回復を温かく見守ることが大事だと思います。

最近、石破首相も国会で「子どもの人権が尊重されるために学校を休むことも必要だ」と答弁しています。本町でもこの立場を踏まえていただき、次の質問に移ります。

フリースクールや他の教育機会の場へ通っている場合、保護者への負担軽減などはどうなっているのでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

フリースクールや他の教育機会の場、民間施設などへ通っている保護者負担軽減はあるのかとのご質問ですが、現時点で費用等の負担軽減はございません。

6番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6番（高迫 照子議員）

こういうところもこれから考えていただきたいなと思います。

学校に行くのが当たり前という価値観で、親は我が子を不登校になったら対応をどうしたらいいのか。最初はまず親たちは学力が下がるなどと悩みます。親同士が励まし合い、交流できる親の会のような、そういう場、人の体制があればと思い、次の質問に移ります。

不登校の親への支援はどうされていますか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

不登校のお子さんの保護者への支援につきましては、担任等が定期的に家庭訪問を行うなど、子どもに対してだけでなく、保護者との関係づくりにも注力しているところでございます。必要に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携して、保護者の教育相談に対応しております。

6番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

今、本当にスクールカウンセラーさんが、スクールカウンセラーの方が相談に応じてるということで、ちょっとお聞きしますが、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの方は、どれぐらいの割合で来られておりますでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

まず、スクールカウンセラーにつきましては、小学校が年間25回程度、中学校につきましては府費で年間35回程度、配置しております。さらに、令和7年度につきましては、小学校に府費のスクールカウンセラーが、各12回ずつ行くようにしております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、1回当たり3時間の60回程度、配置しております。

以上でございます。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

60名近くが不登校っていう、この本町の状態ですけど、それぐらいの相談体制で、例えば予約が取れないとか、そういうのはないのでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

先ほどご答弁させていただきましたが、小学校と中学校のスクールカウンセラーも連携しまして、まずは保護者の相談等をし、また空いている時間等につきましては教室を回って子どもたちのふだんの様子を見る等しておりますので、今のところそういった学校からのお声等は聞いておりません。

6 番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6番（高迫 照子議員）

ありがとうございました。先日、あるお母さんが我が子が時々行き渋りをしているの  
で、もし不登校になったらどうしようと悩んでいるとのことでした。行き渋りや付き添い  
登校などの問題が起きたときに安心できる相談体制はあるのでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

一昨年度から府の事業を活用し、東忠岡小学校に府費の校内教育支援員を配置し、不登  
校支援にかかる機能の充実を図っております。校内教育支援員が家庭訪問をして登校を促  
し、校内教育支援ルームで個別対応を行っております。今後、校内教育支援員につきまし  
ては、国の補助事業に移行されていくに当たって、予算、人材確保を含め検討のほうをし  
てまいります。引き続き安心できる相談体制づくりに努めてまいりますので、ご理解のほ  
どお願いいたします。

6番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6番（高迫 照子議員）

府費で雇っていただいたり、いろいろ学校の先生方の努力で、そういう相談体制が幾ら  
かでもあるということは大変ありがたいかなと思います。では、中学校には適応教室はあ  
るけど、まだ専任の先生がおられないということなので、ここはぜひ配置をお願いしたい  
と思いますが、いかがでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

中学校の配置につきましては、できる限り国の補助事業を活用する等、また町の財政部  
局と相談の上、前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いい  
たします。

6 番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

ぜひ中学校、たくさん不登校もいますので、よろしく願いいたします。

それから、他市の話になりますが、小学校で教室に入れたい。その先生は適応教室の専任の先生ですが、4年生の子どもたちを教室に迎え入れて、子どもに寄り添い、話を聞きながら信頼関係をつくっていきました。どうしても教室に入れたい子たちです。基礎的な学習を少しやったり、そこの教室にマットがあるので、体を動かしたりしながら、いろいろ会話をして、自分への自信がついた後、その子たちは教室に、もうここには来ません、自分の教室に入りますということで帰っていった話を聞きました。

そして、この取組が広がって、小学校では先生も配置して、適応支援教室が置かれたそうです。子どもたちは安心が積み重なっていくと心も落ち着いていきます。何よりも困難を抱えた子どもたちに行き届いた支援がされるよう、ぜひとも忠岡中学校の校内の適応支援教室の専任の先生の配置をお願いします。

今こそ子どもの自主性、話し合いが大切にされる学校。管理と競争の教育を見直して、決して不登校がゼロにするなどと、そういう追い込みではなくて、学校が楽しい、行きたいと思える学校づくり、児童生徒にかみ合った支援が行き届きますよう願って、この件は私の質問は終わります。

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

次に、給食無償化についてお伺いします。

最初に、他市では給食がデリバリー方式やセンター方式、親子方式などがある中で、この忠岡町では校内で給食を調理する自校方式の温かいおいしい給食を小学校でも中学校でも提供されていることに非常に感謝いたします。給食は教育の一環ですから、無償化されるべきだと私たちは国会でも地方議会でも一貫して取り上げてきました。こうした中で、給食費無償化を求める国民の声は大きく広がってきて、特に最近の物価高の中でさらに大きくなっています。

この運動が政治の流れを大きく動かして、今年の総選挙では立憲民主や日本維新の会なども給食の無償化を政策として掲げました。今国会では、立憲民主や維新の会、国民民主なども法案を共同提出しています。給食の無償化は、子育て支援、少子化対策、物価高騰対策、食育の面からも大事で大きな課題です。今や給食の無償化は多くの人たちの声で

す。

お尋ねします。現在、大阪府のどれだけの自治体が継続的な無償化を実施していますでしょうか。担当部長よりお答えをお願いします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原教育部長。

教育部（柏原 憲一部長）

令和7年度の学校給食に係る大阪府調査の調査結果によりますと、大阪府内43市町村で学校給食の恒久的無償化を実施している市町村は、小学校、中学校、それぞれ12市町村で実施されているところでございます。

6番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6番（高迫 照子議員）

完全無償化、それは12ですね。それで、私がいろいろ調べましたら、池田市も9月までは小中無償化、松原も小中完全無償化、あと交野市は5年生から中学校を完全無償化など、各自治体が補助金などを出して、限定的に中学校のみ、あるいは小学校のみ、そういう部分的な無償化をしてるんです。そういうのを含めると、計算しましたら約70%に上っております、大阪府内で。お隣の岸和田で小学校、中学校でも補正予算が上がっています。こういう実態についてはつかんでおられますでしょうか。担当部長、お願いします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原教育部長。

教育部（柏原 憲一部長）

あくまでも大阪府の調査によるところでございます。また、それ以外で、近隣でいろんな取り組みがされている。また、今議員のご質問の中にあつたとおり完全無償化、いわゆる恒久的な無償化以外に一部補助であつたり、一部無償化という状況もございますので、その辺りの状況につきましても本町のほうでも把握をしているところでございます。

6番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

ありがとうございました。ちょっとお尋ねしますが、給食費の無償化について国の動向はどう動いているのでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原教育部長。

教育部（柏原 憲一部長）

まだ正式な通知等が参っておりませんので、あくまでも8年度からですね、小学校について無償化を検討していくという程度のものしか、まだ我々のところには情報が来ておりませんので、よろしく願いいたします。

6 番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

テレビのニュースなんかでは、石破首相も2026年度から小学校を先行して無償化するというようなのは盛んに発信していますね。

次の質問に移ります。忠岡町として、小学校、中学校で無償化を実施するには、どれぐらい財政的に必要でしょうか。ご答弁をお願いします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原教育部長。

教育部（柏原 憲一部長）

本町の小中学校におきまして、給食の無償化を実施した場合、年間につきましては6,100万程度の財政負担が見込まれるところでございます。また、仮にですね、今年度3学期を無償化とした場合は、約1,500万程度の財政負担が見込まれるというところでございます。

6 番（高迫 照子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

ありがとうございました。ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、義務教育

は無償と定める憲法に基づいて、給食の無償化は、この物価高騰の中で喫緊の課題です。コロナ禍ではこの忠岡町でも臨時交付金などで活用していただいていたありがたいございました。交付金が切れても無償化を続けてという切実な声を受けて、町独自で財源を立て、続けているところもあります。ぜひ忠岡町でもお願いいたします。

次に、給食の質や量の改善について、あるお母さんから5年生の娘が給食のメニューでお腹がすくと言っていると。量が減っているのではとのことでした。聞きますと、その日は中くらいの唐揚げ1個とにゅうめん、そこにご飯と牛乳で、もう少し量を増やしてほしいということでした、家に帰ったらすぐにラーメンを食べるという話です。ほかの方からも給食の量が少ないという声が出て、私は一度子どもたちに「朝ご飯は食べていますか」なども入れてアンケートを取って、給食の質の向上に参考にしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原教育部長。

教育部（柏原 憲一部長）

学校給食用の物資の購入や献立の作成など、学校給食の提供につきましては、学校長、PTA、管理栄養士、栄養教諭等の学校の教職員、調理員、それから教育委員会の担当職員等で組織されております忠岡町学校給食会で実施いただいているところでございます。

アンケートにつきましては、小学校6年生に対し、献立の希望を把握するためのアンケートを実施し、希望の多かった献立について3学期において実施しているところでございます。

給食の質や量の向上については、指導栄養教諭が中心となって、管理栄養士、PTA、学校教職員、調理員で組織されております献立作成委員会で意見を出し合いながら献立を作成しているとともに、栄養教諭さんが学級担任や教科担任と連携をしながら、食に関する指導や情報の把握を行うなどにより、内容の向上に取り組んでいるところでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

6番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6番（高迫 照子議員）

ありがとうございました。ぜひ質と量を検討していただきたいと強く申し上げます。給食というのは、学校に行くのが楽しみの一つで、家では食べたことのないメニューも出ますから、食への広がりや関心も高まって、家では好き嫌いをしても学校では食べるんで

す。学校では食べれるんです。私は子どもってすごいなと思います。1人で食べる個食と違って、友達と同じメニューで楽しく交流できる給食の時間っていうのは笑顔がいっぱいです。

最後の質問に移ります。先日、知り合いの家を訪ねて、そこには中学生が2人、小学生が2人いて、子どもたちが食べ盛りで、お米が1か月には30キロ近く要ると。で、子供手当は大変助かっているが、給食費が4人分、月に2万5,000円以上かかるとのこと。その他、義務教育とはいえ様々な出費があるから、特に物価高の中では子育ては大変だということでした。

町長にお聞きします。先ほどもありましたが、忠岡の子どもたちのために、より早く給食の無償化に取り組んでいただきたくと思いますが、いかがでしょうか。ご答弁お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

学校給食の無償化につきましては、国のほうでも具体的に検討が行われており、時代の流れであると考えます。早い時期に実施ができるよう担当部局と相談し、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6番（高迫 照子議員）

国が来年からするようなことを言われてるので、本町でも年度途中でも国を待たずに早期に実施することができるのではないかと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで私の質問は終わります。

議長（前川 和也議長）

以上で、高迫照子議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

議事の都合により休憩に入ります。

次は午後1時、13時から再開をいたします。

（「午前11時08分」休憩）

議長（前川 和也議長）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前川 和也議長）

一般質問です。次に、河瀬成利議員の発言を許します。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

呈祥会・大阪維新の会の河瀬です。議長のお許しを頂き、質問させていただきます。

まず初めに、公民連携によるごみ処理事業の廃止及びごみ処理広域化についてお尋ねします。

現在、進められている公民連携による本町のごみ処理事業について、町長は5月の町長選挙において事業の中止を公約に掲げられておられましたが、公民連携事業については単独での建て替えや、近隣一部組合等への参入や、事務委託などと比較を行った上で、我々議会の中でも慎重に審議し、その結果、議決を経て、つまり団体意思の決定を行い、進めている事業であります。

こういった過程を経て進めている事業であるにもかかわらず、今回の町長選挙の公約はまるで議会を軽視したものと言えるのではないかと。また、公民連携事業は、相手方との約束、協定に基づいて行う事業であり、その時々、首長の一存で方向性を変更するようなことは、忠岡町の社会的信用の低下にもつながると危惧しているところであり、町長は公約を取り下げるつもりはあるのかないのか、町長、お答えください。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

私が町長選挙でいたしました公民連携によるごみ処理事業の中止という公約は、議会を軽視するものではございません。町長と議会という二元代表制の下、私は公約いたしましたことを実現するために、議会の皆様のご理解を頂けるよう努力してまいりたいと思っております。ということで、公約を取り下げるということではございません。ご理解のほどよろしく

お願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）  
議長。

議長（前川 和也議長）  
河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

取り下げるつもりはないということですので、次の質問で、公約実現に向けて進めていくことではありますが、まず広域化に向け事業を中止した際のデメリット、リスク等を担当部署にお伺いしたいのですが、どういったことがあるのかということをよく町長、聞いておいていただきたいと思えますので、担当部署の方、よろしくをお願いします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）  
議長。

議長（前川 和也議長）  
小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

公民連携による本町のごみ処理事業について、中止やストップする場合の手続でございますが、令和5年1月16日制定の（仮称）地域エネルギーセンター等整備運営事業公民連携協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例により、（仮称）地域エネルギーセンター等整備運営事業公民連携協定の締結及び当該協定の変更については、議会の議決すべき事件とされております。これにより令和5年1月20日に（仮称）地域エネルギーセンター等整備運営事業公民連携協定の締結について議決を頂き、令和5年2月8日には事業者と協定締結に至っております。

現在進めている公民連携事業を中止するに当たっては、当該条例の規定に基づき議会での議決を要するものであると認識しております。

また、ごみ処理事業は、継続性が担保される必要性があることから、公民連携事業を中止する場合は、さきの条例に基づき事業を中止する内容の議案提出に先立って、代替するごみ処理手法を確立することが必要となります。また、そのスケジュールについては、現時点では具体的なスケジュール感は持っておりません。

次に、広域化を進める場合に、町に与える影響、リスク等についてでございますが、一部事務組合に参入する場合は、本町議会だけでなく組合議会及び構成市それぞれの議会の議決が必要となり、また、ごみ処理を事務委託する場合は、本町議会と組合議会での議決が必要となってまいります。本町の意向だけで一部事務組合への参入や事務委託を進めることができるものではございません。

その上で、現在の公民連携事業から広域処理へと移行する場合においては、令和5年4月24日に事業者と締結した中継施設実施協定では、責任及びリスクの分担区分が明記さ

れており、政策変更リスクとして、政策方針の変更による本件事業中止、内容の大幅な変更、もしくはコスト増大に関する責任は本町が責任を負うこととなっているため、事業収支により事業者に対し損害を与えた場合は、その補償が求められることも考えられます。

加えて、広域化については複数の市で分担しているとはいえ、施設を設置し、改修しながら運営しておられます。施設改修時や大規模修繕時には費用負担が大きくなるのは確実であり、近年、多く見られる不慮の事故等により突発的な費用負担が求められることも考えられます。

一方、住民生活に直結する部分といたしましては、持込み施設が遠方になることによる収集時間の遅れ等が考えられるほか、粗大ごみの直接搬入手数料については、近隣市では本町が最も低額であることから、そうした住民負担の増加も想定されます。

冒頭申し上げたとおり、（仮称）地域エネルギーセンター等整備運営事業につきましては、各種協定を締結し進めている事業でございます。これを町の一方的な理由で中止した場合の影響やリスク等については想定しかねる部分が多く、ただいま申し上げたものが全てではございませんが、考え得るものとしてお答えさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

どうも詳しい説明、ありがとうございます。

今、担当部署から必要な手続やリスク等の説明があった現段階では、公民連携協定や実施協定が締結され、それに基づいて事業が進んでおり、町長の一存で事業の進展は決定できない状態であります。事業は粛々と進んでいくが、その点については町長は理解されているのか、お示し願えますか。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

公民連携協定を中止するまでの間は、現在の事業が進められるということは理解いたしております。公民連携協定は、毎日の町民のごみを三重県の伊賀市にあります三重中央開発に焼却委託し、処分することがセットになっておりますので、協定の中止にはそれに代わるごみ処理方法を確定するということが必要であります。委託を含めて広域処理を目指しておりますので、それに向けての取組を進めてまいりたいと考えております。

ご理解のほどよろしくお願いたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

公民連携協定といういわゆる契約があることにより、事業がすぐに止まらないことは理解されているということでありましたが、ここで3つ目の質問に移りますが、先ほど担当部署から答弁があったが、広域化について一部事務組合に参入する場合は、本町と構成市それぞれの議会の議決及び組合議会での議決、ごみ処理事務委託する場合には、本町と組合議会での議決が必要になること。また、費用負担の想定もする必要があるとのことでありました。

そもそも公民連携方式の採用に至る過程の中で、広域連携に関しては、これは泉北環境整備施設組合との連携について、当担当部署も複数回これまで協議されてきたと思います。そして、最終的には公民連携方式に至ったと。また、もう1つ岸和田市貝塚市清掃施設組合にしても、過去にも打診をしたことがあるが、この場合、テーブルにも乗れなかったと聞いております。

町長はこのことはご存じだと思いますが、議員のときであれば誰でも分かっていることだと思いますので、本町は3方式の定性評価をする中で、広域化よりも公民連携を選択し、事業を進めている最中であり、また近隣市からも注目されている事業でもあると。事業が進歩している現時点で再度広域化を進める合理的な理由ですね。広域化を目指す上での具体的な内容、そして相手先や費用負担についての考えなど、町長、説明していただきたいと思います。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

まず、公民連携事業が行われている中、私が広域処理を目指す理由についてであります。一番には環境への負荷が大きいということであります。これまででしたら1日20トンの町民のごみをクリーンセンターで焼却しておりましたが、この公民連携が実際に稼働されると、1日200トンの焼却ということで、それだけでも環境への負荷が大きいと考えるところでございます。

広域処理に向けては、具体的にはまだこれからというところであり、住民の皆さんの声をお聞きしながら広域処理を目指す取組を今後進めてまいりたいと考えております。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

町長は、選挙において公民連携事業の廃止、代替案として広域化を目指す公約として挙げられてましたが、公約を挙げる以上、相手先はどこなのか、そして費用はどれほど想定しているのか、また近隣団体を見ますと、本町よりごみ処理手数料が高額な団体が多いように見受けられます。手数料を合わせることによる住民負担の増をどれだけ見込んでいるのかなど、リスク、条件面について当然想定されているものかと思いましたが、ただ、今の答弁を聞いていると、広域について具体的な案はこれから考えていくとか、相手はこれから、相手とこれから話をしていくということだと思えるんですけども、現状は協定に基づき町と事業者との合意に基づき公民連携が進んでいる段階であります。A団体が無理ならB団体と。それもかなわぬならC団体と、いたずらに検討を続けることは町政の混乱を招くのではと、いつでも目的に向かって調整していくのが町長の役割ではないかというふうに思われます。その辺のところ、明確なお答えをもう一度お示し願えますか。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

まず、1つ目のそのリスクと言いましょうか、費用の問題ですけれども、これも中止を事業者のほうに求めていかなければ、一体幾らかというのは想定がしがたいということですので、それについてはまだ分からないというところがございます。

そして、2つ目の公民連携協定が進んでいく中で広域化の検討を進めるということについて、いつまでにといいね、そういう目途をと言われてご質問を頂いておりますけれども、先ほどの質問の答弁と同じになりますが、具体的にはこれからまだでありまして、広域処理を目指す取組をこれから進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

町長も議員生活のほうも長く30年以上ですね、やっていかれたんですけども、結構答弁では何かこれからやっていくとかですね、そういうなんか簡単に聞こえるんですね。これ、もうすごいことなんですよ、公民連携事業中止。これね、ほんま思うんですけど、もし相手業者が何かあった場合、向こうから中止される可能性もなきにしもあらずですわ。それが一番怖いんですよ。そしたら、この今、忠岡のごみはじゃあ誰が燃やすのか、誰が処理するのかっていうのもよく考えていただいて、今まで議員のときであれば、こんな言うたら悪いですけど、無責任に反対や反対や。何の代替案もなくですよ。反対、反対、反対。ダイオキシンや何たらかたらといつも言うておりましたが、やはり首長になられた以上は、忠岡町のことを考えて、どれが一番ベストなのか。公約も取り下げたり、いろいろ考えていただかなくてはいけないと私は思うんですよ。

ただ、今まで議員時代のように反対ばかりしているのではなく、その辺のところよく考えてこの公約というのを一つ一つやっていただきたいというふうに思うんですが、結構、なってすぐこういうことを言うのはちょっとまだ早いかどうか分かりませんが、やはり落下傘で降りてきた町長じゃないんですから、今までずっと議員で我々と一緒に意見を交わしてたんですから、その辺のところをよく考えていただいて、調整していただきたいというふうに思います。

そしたら、次の質問に入ります。次は、今後の町立小・中学校の在り方について。

人口減少が続く中、持続可能なまちづくりに向けて、関係人口の増加や郷土愛、シビックプライドの醸成、そして何よりも町を盛り上げていくことについて、これまでも何度か一般質問しておりますが、本当に予想を超える人口減少が続く中、学校現場においても児童・生徒数の減少によりクラス数の減少や、それに伴い教員の配置数の減などの影響や様々な課題が生じてきていると思われまます。

また、学校施設の老朽化ですね。これも我々も学んだ校舎もあると思いますが、もちろん耐震化はされておりますが、かなり老朽化しており、今後、ICT化などの教育環境の向上に向け、大規模な改修や建て替えも必要だと思われまますが、本町の小・中学校の児童・生徒数及び学校施設の整備についてどのように考えておられるのか、お示し願えますか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原教育部長。

教育部（柏原 憲一部長）

議員お尋ねの本町の小・中学校の児童・生徒数につきましては、昨年度の5月1日時点で小学校が736名、中学校が390名となっております。今年度の5月1日時点では、小学校が708名、中学校が377名となっております。令和8年度以降につきましては

も、あくまでも見込みとなりますが、年々減少していくことが想定されます。また、学校施設につきましても、ほぼ全ての施設が築年数45年以上経過しており、老朽化が進行しているものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、本年度に学校施設の劣化度調査の実施を予定しており、その結果を基に学校施設の長寿命化計画の改定を進めることとしております。この計画に基づき優先順位を見極めながら、計画的かつ効率的に補修を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

どうもありがとうございます。今後の児童・生徒数の状況と、そして学校施設の整備について答弁がありました。児童・生徒数の状況ですね、今後も減少が見込まれるということですが、クラス数についてはどのような状況が見込まれているのか、お示し願えますか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

通常学級の学級数でございますが、昨年度は忠岡小学校が11学級、東忠岡小学校が18学級、中学校が12学級となっております。今年度は、忠岡小学校が10学級、東忠岡小学校が17学級、中学校が12学級となっております。令和8年度以降につきましても、先ほど申し上げましたとおり、児童・生徒数の減少により学級数も年々減少していくことが想定されるところでございます。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

我々のときの生徒数と全く違うような感じになっておりまして、その辺いろいろこれから早め早めに考えていかないとですね、いろいろ問題が起こってくると思いますので、よろしく願いしたいと思います。

そして、児童・生徒数の減少や施設の老朽化などの先ほどの質問の答弁を踏まえて、2

つ目の質問に移ります。

忠岡町の小・中学校の今後の在り方についてですが、私もそうですが、私の子どもや、現在、孫も中学校でお世話になっておりまして、住民さんからもよく学校のことは聞かれるのですが、そんな中で私なりに小学校、中学校について、ハード面、ソフト面等、思うことがあるのですが、まずハード面について、やはり老朽化しているということで、改修や建て替えが必要となると思いますが、ICT環境の整備がされていることはもちろんですが、普通教室についても一斉授業や少人数学習にも対応できるような自由度の高い空間であったり、教室の前、廊下なども多目的に利用できるような広い空間も必要ではないか。また、文化会館等、他の公共施設も老朽化していることから、例えば公民館や図書館、新たな子どもの居場所的な施設などと学校施設との複合施設は検討できないのかなど、ハード面の整備について考えているところです。

例えば、朝、登校時にですね、お孫さんを連れて祖父母の方が一緒に学校まで送っているのをよく見るんですけども、それで生徒さんは登校して、お孫さんは登校して、祖父母の方は敷地内の生涯学習施設に行ったり、そんな光景があってもいいのではないかと思います。

ソフト面については、町として魅力、特色のある教育に取り組んでいていただきたい。その中では、まず地域の担い手が減っていく中、町に愛着を持って将来の忠岡を担う忠岡っ子を育ててほしいということ。次に、もちろん学力の向上に向けた取組、これも大事ですが、生涯にわたって生きていく力や生き方を義務教育9年間で身につけていただきたいと思うのですが、これらのハード、ソフト面から現在の小学校2つ、中学校1つを基本に、小中一貫校までの考え方の中で、さらには老朽化している町内施設を考え、学校施設の複合施設まで考えると、町全体のまちづくりにも関係してくると思いますが、まずは本町の小・中学校の在り方について、調査、研究、検討を進めていくことが緊急の課題だと考えるのですが、いかがでしょうか、お示してください。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

議員お示しのとおりですね、児童・生徒数や学級数が減少していく中、教育環境の質を維持、また向上させるために、学校の規模を適切に設定することが重要であるというふうに認識しております。学校教育法施行規則第41条では、「小学校の学級数は12学級以上、18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りでない」と明記されております。

今後、児童数が減少していくことが予想される中、これからの時代に求められる教育内

容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童数の下で具体的にどのような教育上の課題があるのかについて総合的な観点から分析を行うとともに、また学校の教育環境の向上については、児童・生徒の成長を支える場にふさわしい学習環境づくりを目指し、これからの小・中学校施設の在り方について研究等を行ってまいりたいと考えております。

議員ご質問の今後の本町小・中学校の在り方について検討を行うに当たりましては、保護者や地域住民と共通理解を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

どうもありがとうございます。今、答弁いただきました小中一貫校などですね、学校の在り方については前町長のときから私は話していたのですが、時間が必要な課題でもあるため、できるだけ早くから議論の必要があると思いますし、そして予算などの面からも教育委員会だけではなく、課題ではないと思います。そして、その辺のところですね、町長、お考えはどのような考え方をしておられるか、お答え願えますか。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

教育委員会だけではなく全庁的に取り組むべき課題として認識をしてございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

今、町長、答えていただいたんですけど、実際のところね、忠岡小学校、下の小学校なんかもう大体6学年1クラスぐらいになってくるんですよ。そして、上の小学校はまだ3クラスぐらいあるのかな。

そこで、私一番思うんですけど、和泉市でも今、小中一貫校というのができてると思うんですけども、それを早くから何とか考えていかないと、前町長ともこの話はいろいろし

ておったんですけども、町長が代わられて初めて今この話をするんですけど、やはりその辺のところ、スピード感を持ってやっていかないと、これなかなかできないですよ。そして、いろいろ金ばかりかかっていると。

そして、そのお金を使うに当たってですね、町長は公約で20億の財政貯蓄を使うとか何かおっしゃってましたけど、やはりこういうことのためにお金というのは必要になってきますんで、その辺のところ簡単にこれを使ってあれをする、この財政貯蓄は使う、そういうことはあまり考えずに、早くこの小中一貫校というのを完成できるように努力していただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。副町長選任についてでございます。

本年1月から副町長に就任されておられた坂上副町長が6月13日付をもって退職されました。坂上副町長は、大阪府とのパイプ役としてはもちろんですが、公民連携によるごみ処理事業をはじめ本町の行政課題の解決に向け、職員の先頭に立って、また時には職員の相談役として職員と一緒に頑張っておられたと感じております。

そのような重責、職責であります坂上副町長が退職され、この6月議会においても空席となっていることについては、本町にとりましても非常にマイナスでもあります。副町長本来の業務というものがありますが、副町長でしかできない業務もあるとともに、これまでと方向性の違う町長が就任されたということで、特に幹部職員の方にとっては町長との間に位置する職責の副町長が不在ということは、これまで以上の負担もあるのではないかと心配で、本町でも職員の退職問題ですね、これはちょっと非常に問題となっているところで、さらに退職につながらないのかと心配をしているところでございます。

そこで、最初に公室長、お伺いいたします。副町長はこれまでどのような位置づけで、どのような業務をされていたのか。また、現在欠員となっておりますが、支障がないのかなどの点について、公室長、お答え願えますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

副町長の存在は、違った視点や大阪府で養われた経験に基づくアドバイスを幹部職員にさせていただき、その存在はメンタル的な部分では大きな安心感となっております。また、若手職員には、事務決裁時に副町長が説明を求めることで、職員の考える力や論理的に説明する能力の育成に大きく貢献していただいたと考えています。

今後の影響ということでございますが、令和6年度に1部2課、令和7年度にも1課廃止し、組織機構の見直しを行ってまいりました。これも副町長が存在するという前提で見直しを行ってまいりましたので、不在ということになりますと、アドバイスを頂ける方が

いなくなるということで、幹部職員の精神的な負担も大きくなるものと考えております。

また、複数の部局を横断的に統括する役割を担っておりましたので、その不在により部局間の連携が希薄になり、情報共有や協力体制に少なからず支障が生じる可能性があるものと考えております。他の幹部職員がカバーすることで乗り切れる場合もございますが、長期化いたしますと少なからず行政運営に支障が出るものと考えています。

以上でございます。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

今、公室長のほうからいろいろ業務を進めていく上で支障があるというお答えでしたが、そこで町長にお聞きしますが、町政運営の要である副町長不在の間、副町長の業務はどのようにされていかれるのか。それから、副町長が辞職し不在となっておりますが、町長の選挙公約では、クリーンセンターの公民連携白紙撤回をはじめ、これまで町が進めてきた施策の転換を進めているようではありますが、町職員の戸惑いとかですね、モチベーションの低下しているように思われるんですね。そして、町長はどのようにして職員から信頼を得て、そして職員を束ね、町組織を統率していかれるのか。また、新たな副町長は選任されるのか、それはいつ頃までにされるのか、町長、お示し願えますか。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

お答えいたします。

副町長が不在ということで、職員や幹部職員の皆さんにはご負担をおかけしているところでございます。早い時期に副町長を選任してまいりたいというふうに考えております。その間は、私や幹部職員にはちょっと負担をかけますが、役割を皆さんで担っていただきたいというふうに考えております。できるだけ早い時期に副町長を選任してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

副町長は選任していくということですが、今まで、もう6月の13日から結構たってるんですけども、その辺で、この人とか、この人だったら大丈夫とか、そういう人物とか、そういうふうな方は、選任されるような方はいらっしゃるんですか。お答え願えますか。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

現在、ご報告できるような状況ではございませんが、大阪府のほうに要請も含めて、人選してまいりたいと思いますし、議会の皆様にもまたご相談をしてまいりたいと存じます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

町長ね、大阪府とかですね、大阪府のほうに帰ってこいと言われた副町長ですので、なかなかそれはちょっと難しいんと違うかなと単純に考えて思うんですけど、その辺、早い目にスピード感を持ってよく考えていただかないと職員が困りますんで、その辺のところ重々よく分かっていただいて、職責を果たしていただきたいと思います。

そして、最後の質問に参ります。マイナンバーカードの活用について質問いたします。

マイナンバーは、平成27年10月以降、住民票を有する方に12桁のマイナンバー、個人番号が通知され、社会保障、税、災害対策等の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることが確認できることで、行政機関での手続の際に添付していた書類の削減や、国や地方公共団体間で情報連携により効率化や国民の利便性の向上が図れるところであります。

マイナンバーカードの交付がスタートしてから約10年たちますが、本町のマイナンバーカード交付状況がどのような状況であるのか。また、今後、マイナンバーカードの新規交付作業に加えて、順次マイナンバーカードや電子証明書の更新作業が想定されますが、マイナンバーカードの普及促進ということから、マイナポイント付与事業の実施期間にマイナンバーカードの申請、交付されたことから、更新時期が重なり、当初の交付の際もかなり窓口が混んでいたように、更新の際もかなり混んでいたように思いますが、職員体制等についてはその辺のところどのように考えていらっしゃるのか、お示し願えますか。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

議長（前川 和也議長）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

本町におけるマイナンバーカードの交付状況につきましては、令和7年5月末現在の交付枚数は1万3,677枚で、交付率は82.5%となっております。マイナンバーカードの有効期間は発行から10年、18歳未満は5年。電子証明書の有効期間は発行から5年となっております。議員仰せのとおり、導入から10年が経過するため、既に電子証明書の更新及びカード本体の更新作業が多数発生している状況でございます。

今後、マイナポイント付与期間に作成した方の更新時期には、更新業務が大量に発生することが見込まれることから、業務端末の増設や職員体制を構築していくことなど検討の必要があると考えております。職員体制に関する考え方につきましては、今後の大量更新を見据え、段階的な職員の増員や外部委託も選択肢として検討してまいります。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

令和7年5月末でマイナンバーカードの交付枚数が1万3,677、交付率が82.5%ということですが、国全体や大阪府全体の交付率と比較するとどのような状況か。また、昨年12月2日以降、これまで健康保険証を発行せずにマイナ保険証を基本とする運用に移行されましたが、これに伴う駆け込みでのマイナンバーカードの申込みはあったのですか。窓口が混雑するようなことはあったのですか。お示し願えますか。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

谷野産業住民部次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

国、大阪府との交付率の比較ということですが、令和7年5月末現在の国全体での交付率につきましては89.6%、大阪府全体での交付率につきましては87.6%となっており、国及び大阪府より低い交付率となっております。

後段のご質問についてでございますが、議員仰せのとおり、健康保険証の新規発行が停止されたことから、特にこれまでマイナンバーカードを申請していなかった方々が昨年7月頃より保険証として利用するために申請に動かれたと推測され、申請件数が増加し、対応に時間を要し、窓口が混雑したこともございました。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

マイナンバーカード更新業務が大量に発生することが見込まれ、職員体制等についても検討するとの先ほどの答弁でありましたが、やはり事前に予想されるということですので、できるだけスムーズに住民さんに負担のかかることのないよう、受付窓口や場所、事前の広報等での周知、それからやはり職員体制ですね。一時的にでも増員なんかも必要やと思います。再度答弁をお願いします。職員体制については人事担当部局からの答弁をお願いします。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

議員仰せのとおり、今後、カードの更新業務が大量に発生することが事前に予想される事態ですので、住民の皆様にご負担をかけることなくスムーズに手続を進めていただけるよう、受付窓口の増設や土・日の開設等についても検討し、来庁される住民の皆様の利便性を最優先に考え、混雑緩和に努めてまいります。

また、更新時期が近づく住民の皆様に関しては、分散して来庁していただけるような個別通知を行い、町広報やホームページ、SNSなど様々な媒体を活用した積極的な広報活動を実施し、カードの更新手続が負担なく行えるよう対策を講じてまいります。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

職員体制ということで、人事のほうから答弁させていただきます。

先ほども答弁がありましたとおり、マイナンバー制度がスタートしまして、担当しております住民人権課のほうは大変業務量が増加しているところでございます。また、先ほどの答弁でもありましたとおり、電子証明書の更新、それからカードの更新も今後控えておりますので、今年度につきましては正規職員1名を増員したところでございます。今後もそういったところが見込まれますので、見込まれるんですけども、そのほかの手段も含めまして総合的に勘案しながら人員配置を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

ちょっと時間がないので急いで行きますが、マイナンバーカードのさらなる交付率向上と、そして携行率でしょうね。今回、質問いたしますマイナ救急の取組が見込まれています。携行率というのは、カードを持っておくという行動が重要であると思いますが、そのためにはマイナンバーカードが便利で役に立つ住民サービス向上につながるものであることが必要と思いますが、現在、マイナンバーカードはどのように活用されているのか、町独自の取組についてはどのようなサービスがあるのか。また、本町消防でのマイナ救急ですね。これが一番聞きたかったんですけど、について取組はどのようにされてるのか、状況をお答え願えますか。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

現在、マイナンバーカードは非常に多岐にわたる場面で活用されています。主な活用につきましては、まず1つ目としましては、顔写真付きの公的な身分証明書や個人番号の証明として。2つ目としましては、健康保険証としての利用、マイナ保険証。3つ目としましては、確定申告、給付金の受け取り、引っ越しの手続、転出のお届けなどのオンラインでの行政手続。4つ目としましては、各種公的証明書のコンビニ交付。5つ目としましては、運転免許証としての一体化、マイナ免許証。6つ目としましては、救急搬送時にマイナ保険証を活用して患者の通院歴や服用中の薬などの情報を救急隊員が確認できるようになる取組であるマイナ救急などがあります。

マイナンバーカードは、行政手続のオンライン化や簡素化、利便性の向上を目指して、活用の幅が広がり続けております。

本町独自の取組としましては、昨年3月よりマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機で住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスを実施しております。全国のコンビニ等で役場の閉庁している土・日、祝日、早朝や深夜にも、時間で言いますと午前6時30分から午後11時まで取得が可能となっております。住民の皆様への利便性の向上に寄与するものと考えております。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

すみません、ちょっと消防長にお聞きしたいんですけど、マイナ救急の救急車に今度 10 月から装置されているので、それをちょっと説明してもらえますか。

消防本部（岸田 健二消防長）

議長。

議長（前川 和也議長）

岸田消防長。

消防本部（岸田 健二消防長）

マイナ救急につきましては、マイナ保険証を活用し、救急隊が傷病者の病歴や飲んでいる薬を正確に知ることができ、円滑な搬送病院の選定や適切な応急処置を実施することを目的として行われているもので、昨年度実施されました実証事業では、外出先の事故でお薬手帳を所持していなかったが、薬剤情報をマイナ保険証から入手できた例や、意識障害で家族が傷病者の情報を把握しておらず情報収集が困難であったが、マイナ保険証から情報を取得できた例などが報告されております。

本町消防本部では、令和 6 年 1 2 月に総務省消防庁より実証事業への参加依頼を受け、本年 1 0 月中の開始に向け、現在準備を進めているところでございます。

今後、住民の皆様により理解を深めていただけるよう取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

もうこれで終わりですので、最後、意見の表明ということでいいですか。河瀬議員、どうぞ。

1 番（河瀬 成利議員）

マイナンバー、マイナ救急と説明があったんですけども、町長に聞いたかったんですけど、マイナカードはどうですか。反対をずうっとされておったんですけど。マイナ救急とかについては命に関わることなんで、これ、どういうふうに思われているのか、答えてもらっていいですか。

議長（前川 和也議長）

もう時間が来てますので。

1 番（河瀬 成利議員）

そうですか。またちょっと後で聞きたいと思いますので、よろしく願いしときます。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（前川 和也議長）

以上で、河瀬議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

次に、尾崎孝子議員の発言を許します。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

議長のお許しを頂きました。大阪維新の会、尾崎孝子でございます。一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

5月の町長選挙で新しい町長が決まりました。町長として、国や大阪府や近隣市との調整をどのようにされ、どのようなかじ取りをされていかれますか。住民ファーストはもちろん、少子・高齢化を見据えた持続可能な町政運営を考えていただきたい。現在ある持続可能な施策は、2市1町広域連携協定だと私は考えております。

そこで、地域の持続的な発展に向けて広域で連携するために前町長が締結し推し進めた2市1町広域連携協定を、私としては将来を見据えた上で推進していくべきだと考えております。広報紙に各市町のイベント情報や相互利用できるサービスなど目的に沿った情報を毎月連載しております。福祉バスの相互利用、正木美術館では2市1町にお住まいの方の入場料200円割引企画もございました。また、人材育成として職員の派遣もこの4月から相互で実施されております。

そこで、町長にお聞きしたいと思います。ぜひ持続可能な発展につながっているこの2市1町広域連携を続けていっていただきたいということと、そして住民のためにも続けていくべきです。そのことについて町長はどうお考えですか。よろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

2市1町の広域連携協定につきましては、令和5年10月16日に泉大津市、高石市、忠岡町の2市1町が地域の持続的な発展に向けて広域で連携し、地域における課題解決と地域の活性化を図ることを目的に連携協定を締結しました。

連携して取り組める取組として、先ほど尾崎議員おっしゃられた広報であったり、サービスの相互利用、また人材の交流ですね。また、福祉バスの太平のゆでの乗り入れというものも行っております。65歳以上の高齢者と障がい者、妊産婦の方なども、忠岡町民も泉大津市と高石市の福祉バスに無料で乗れるということができるといえるものでございます。

今後も協定に基づき、2市1町の地域活性化及び持続発展に資する取組に関することについて引き続き連携を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ぜひ続けていっていただきたいと思います。そして、続けるだけではなく、少子・高齢化を見据えた持続可能な発展のために、さらに進めていっていただきたい。防災の観点からも、泉大津市のホテルの母子の避難、それに忠岡の住民も利用できるような広域連携を、ぜひ進めていっていただきたいと思っております。

では、次の質問に移ります。町長選挙公報からについてです。

午前中、森野議員が質問されておりましたので重複するかと思います。私もこの町長の公報を読ませていただきまして、住んでよかった住み続けたい町へという公報だったのですが、住民からはこれからの忠岡町がどうなるのか不安だというお声を頂いております。国や府などとのパイプもなくなり、実際に副町長が辞められております。公約どおりの財源を使うとなると、数年でなくなってしまう。そして、持続不可能で住み続けられない町になってしまいます。

そこで、①の物価高騰から暮らしを守るという公約から質問いたします。子ども医療費の完全無償化についてです。現在、18歳までの500円の医療費の自己負担を無償にしてしまうということなのですが、そうすると町が負担する影響額は幾らになり、また後の影響、医療費はどうなりますでしょうか。担当部局にお聞きします。お願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

子ども医療費の助成制度の拡充につきましては、これまでも着実に年齢の引上げを進めてきたところでございます。現在では18歳到達の年度末まで引上げを進めており、年間の医療費の助成金額は令和6年度で約5,800万円でございます。そのうち大阪府からの助成としまして約1,500万円が入っておりますので、町の持ち出しとしましては約4,300万円となります。議員仰せの500円の自己負担額を無償化にするとなりますと、これにプラスですね、さらに約1,100万円以上の町負担が生じる見込みとなっておりますので、よろしく申し上げます。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

1, 100万円が追加されるということ、そして助成があつて4, 300万に1, 100万が足されるので5, 400万円必要になるということですね。

では、町長にお聞きします。この財源はどのように考えられておりますでしょうか。お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

お答えいたします。子ども医療費の窓口の負担の500円ですね。その自己負担の無償化ということの財源につきましては、担当部局と相談をしてということになります。ということで、そういった財源、明確に今この財政調整基金を取り崩すとかいうことではなく、担当部局と相談をしてということと、あとさらには大阪府の子どもの医療費助成のそういう助成の年齢の引上げというものも同時に求めて、そちらのほうの財源も確保してまいりたいというふうにも考えております。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

対処していくということなんですけれども、公約に掲げた基金は使わないということは確かなんですね。それは確認できました。

そして、次の質問に移ります。受診が増えることにより医療費が急増し、医療システム全体の維持が困難になるリスクがあります。国民の保険料や税負担の増加につながるおそれもありますでしょうか。後の影響、医療費のことをどうお考えでしょうか。担当部局にお聞きします。お願いします。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

制度的な給付率の変更に伴いまして、医療費の水準が変化するということが経験的に知られており、この効果を厚生労働省では長瀬効果と呼んでおります。つまり、医療費を無償にすることで、患者の受診行動に変化が起これ、受診回数が増加する傾向があるとされており、医療費自体が増加すると見込まれると言われております。先ほど私、申し上げましたけども、自己負担分の影響額1, 100万円以上にですね、医療費自体がさらに膨らむということが想定されるところでございまして、担当としましてはそちらの医療費の

増加のほうが気になるところでございます。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。医療費自体が膨らむということですね。私も薬局で薬剤師として働いていたとき、お子さんのためのお薬だと思うんですけども、保湿効果のある血行促進剤のソフト軟膏を、医療証のあるお子さんで大量に出してもらっている人がいました。お子さんの分というよりもご家族の分といったような量でした。医療機関の負担がないということで、いろんなことで歯止めが利かなくなると思います。不必要な検査が増えれば医療費の高騰にもつながります。保険料の値上げにもなりかねません。小児科の先生方の高齢化、成り手不足もございます。混雑し、急を要する子どもへの医療行為が遅れるかもしれません。実際、お子さんの医療費負担控除がなくなる前に駆け込み受診される方を数人、私は見かけました。無償化することによる忠岡町への財政圧迫が最低でも1, 100万円、それ以上、想像がつかない負担が増え、町への負担が大きくなると思われるこの施策、これを行うお考えでしょうか。町長にお尋ねします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

子どもの病状は急変をしたりいたします。子育て世帯の負担軽減策として、子どもの医療費の無償化をというお声も聞いております。早い段階で医療機関に受診できることが望ましいと考えておりますが、近年、小児救急をはじめ地域医療体制の変化もございます。また、医療費の増加の影響につきましては、きちっと科学的な調査も含めて、関係機関や庁内の関係部局と相談をして、財源についても考えてまいりたいというふうに存じます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

では、町長は、この医療費無償化をして進めていきたいというお考えというふうにと取られたんですけども、私としては子育て世帯の負担軽減策に当てはまると思われていると思うんですけど、医療に携わっている薬剤師として一言申し上げます。町長、楽観的過ぎると思います。500円、救急で500円払う、すごい負担だと思っていらっしゃるのでしょうか。無償にすることによって確実に予想以上に医療の医療費がかさみます。そして、無償にしてしまうと支払わないことが当たり前になってしまうこともあります。今

後、負担してもらうことが難しくなると思います。今後のため窓口で負担していただくことがやっぱり意識づけになると思いますので、この無償化は医療費高騰の可能性があるリスクの高い施策であるということを再び申し上げさせてもらって、次の質問に移らせていただきます。

次の質問です。国民健康保険料の引下げについてです。国民健康保険料の引下げに基金や一般会計繰入れなどはできないと、以前から担当部局が説明しておりますが、この財源をどのようにつくってまいりますでしょうか。ご説明いただきたいです。まず、担当部局に現状をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

国保保険料引下げについてですが、平成27年の国民健康保険法等の改正により、保険者、都道府県・市町村に該当しますが、における医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うため保険者努力支援制度が創設され、医療費適正化の取組等を評価する指標を設定し、達成状況に応じて交付金を交付する制度として実施されています。

仕組みとしまして、市町村・都道府県がそれぞれ評価されます。特に国保料に影響を与える指標といたしまして、決算補填等目的の法定外繰入れ等を行っていない保険料水準の完全統一がございます。仮に忠岡町独自で保険料の引下げを行った場合に考えられる影響は、忠岡町への直接の影響といたしまして、試算ベースではございますが、約52万円。大阪府の影響としまして、こちらも試算ベースでございますが、約9億2,700万円の交付金がそれぞれ減少すると見込まれております。特に大阪府においては全ての市町村が指標を達成していることが評価されたものであります。そして、この約9億2,700万円の交付金は、全て大阪府統一保険料率の抑制財源に充てられておりますので、大阪府と大阪府内全市町村に多大な影響を及ぼすこととなります。

また、本町の国民健康保険事業財政調整基金は、大阪府国民健康保険運営方針の中で、保険料率の引下げを目的とした繰出しは認めないということになっております。保険料引下げに基金を繰り入れることも、先ほど申しましたとおり、保険者努力支援制度の指標や評価に影響を及ぼすものであることから、実施することが現実的ではないということをご理解いただきたいと思っております。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。約9億2,700万円の交付金、すごい金額。そして、周りの

府下の市町村に多大な影響を及ぼしてしまうということです。9億2,700万円は公約の基金の半分に値しますよね。基金はもともと町に頂いた税金であり、災害などがあつたときや不測の事態があつたときのためのものです。基金条例もあり、簡単に財源にはできません。また、国保料の引下げは、ほかの市町村にも迷惑をかけてしまうということ。もともと繰出しは認められていないということから引下げはできないとはつきり担当部局が説明してくれました。それを踏まえ、町長、財源をどうしていかれますか。そして、引下げはされるのでしょうか。お答えください。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

お答えいたします。国民健康保険料が大変高いというお声、国保加入者の方からたくさんお聞きいたしております。大阪府の統一保険料が全国トップクラスに高いということが挙げられます。ですので、保険料引下げと同等の効果がある負担軽減策を、担当部局とどういった形でできるのかということと相談し、財源につきましても考えてまいりたいというふう存じます。ご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

それでは、大阪府の国保のほうの引下げは諦め、そしてそれに同等する効果のある負担軽減策、町民の税金を使うということによろしいのでしょうか。そうなると、次の質問にも当てはまるんですが、国民皆保険には社会保険もございます。町の財政を使うなら、国保の保険料にその負担額を足すとか渡すということは、社会保険加入者さんにとって不公平ではないでしょうか。また、町内の国保加入者さんの割合を教えてくださいと思います。そして、この上でこの負担金は公平性があるのかどうか教えてくださいと思います。お願いします。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

現在、忠岡町の国民健康保険の加入率でございますが、世帯数では約25%、人口では約18%となっています。社会保険加入者がいる中で、町の財源を使うということですが、現行の国民健康保険制度は法に基づいて公費負担が定まっています。ここへさらに一般会計から法定外の繰入れがなされると、国保の被保険者でない方から結果として税の負担を強いることになり、税負担の公平性の観点からは適切とは言えないと考えます。ま

た、先ほど説明しましたとおり、保険者努力支援制度の指標や評価にも影響いたしますので、町単独で保険料を引き下げることが現実的ではないということをご理解いただきたいと思います。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。そうですね、やはり町長、これを引下げはしない、その負担に関わる分の税金を国保の方にお渡しする。これは、公平性の観点から、先ほども担当部局の方が言いましたけども、不適切、はっきりと現実的ではないという答弁を頂きました。町長はその声を聞いて、公平性を保つべきではないでしょうか。どうお考えでしょうか。お願いします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

お答えいたします。国民健康保険が始まる昭和36年、これまでは農業や自営業をはじめ、雇用されていない方々は健康保険に加入できず、無保険状態でありました。国や都道府県・市町村が公費で負担をして国保が創設され、国民皆保険制度がスタートしました。

国保に町の財源を使うのが社保の加入者にとって不公平とのご質問でございますが、社会保険は企業が保険料の2分の1を負担しております。協会健保と比べても国保の保険料は約2倍に相当するぐらい高い保険料となっております。ですから、全国地方6団体も、高い国保料、何とか政府への支援をという要望をされているわけであります。

社会保険の方も退職したら国保に加入するということになります。誰でも一度は国保に加入するということになります。保険料が2倍もするという国保料のその加入者の負担を少しでも軽減するというために忠岡町の財源を活用することは、必要なことであるというふうに考えております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

行使されるということだと思います。一般財源を投入するとなると、目的や効果をしつかり住民さんに理解してもらうことが重要になると思います。そして、その住民さんから二重に取ろうという考えではなくて、子ども医療もそうですけれども、医療費をどれぐらい抑えるか、健康で受診する必要がなくなるような施策を考えていくべきだと申し上げて、次の質問に参ります。

国保子ども均等割の廃止についての公約です。こちら公約をされていましたが、この適用年齢とか施策を説明していただきたく、事前に現在の状況をまず拝聴しております。直近データでは、年間107万7,000円の保険料の減少分を公費負担で賄っております。そこから担当部局にお聞きしたいんですけれども、適用年齢を未就学児まで現状2分の1か0にした場合と、18歳まで0にした場合の金額をお教えてください。お願いします。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

仮に軽減範囲を独自で広げた場合でございますが、6歳小学校就学前まで均等割を0にした場合、約215万5,000円、18歳高校卒業まで年齢を拡大し、かつ均等割を0円にした場合、約750万1,000円、それぞれ保険料が減少します。

拡大した部分は公費対象外であり、また先ほどの質問の中でも説明をいたしましたとおり、忠岡町独自で実施することにより、保険者努力支援制度で大阪府の保険者努力支援制度交付金、約9億2,700万円が減少することになるなど、大阪府や大阪府内全市町村に大きな影響を及ぼすということになりますので、実施するという事は現実的ではないということをご理解いただきたいと思います。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

またまた実施は実現的ではないとお答えを頂きました。大阪府、大阪府下の市町村にも迷惑をかけ、国保料引下げ同様、交付金がペナルティーで減るということで、忠岡町の町民を苦しめることになりかねません。町長の考えの適用年齢は何歳なんですか、教えていただけますでしょうか。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

子どもの均等割の廃止の年齢につきましては、廃止と同等の負担軽減策ということで担当部局とも相談して考えてまいりたいと存じます。年齢につきましても、そのことも含めて担当部局と相談してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。では、公約ではございませんが、次に進めさせていただきます。

児童発達支援センターの設置についての質問です。

児童発達支援センター設置を、議員になってたびたび議会で質問させていただいております。少子・高齢化でありますけれども、発達障害の子どもたちやグレーゾーンの子どもの数が増えています。すぐに相談でき、少しでも不安や負担を軽くでき、早期発見、早期療育できる体制である児童発達支援センターの設置を目指し、質問を続けさせていただいております。現状はいかがでしょうか、お教えてください。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

児童発達支援センターの設置につきましては、これまでも議員からご質問を頂いており、本町にとってどのような形が望ましいのか検討をしているところでございます。

児童発達支援センターの役割や業務内容としましては、1つ目が小集団での遊びや療育を通して、日常生活における基本的な動作の獲得や、社会生活への適応に向けて支援していく毎日通園。2つ目としまして、子どもの特性や発達段階に応じて個別の療育を行うとともに、保護者に対する相談、助言を行い、日常生活や社会生活をスムーズに送れるよう支援する個別療育。3つ目に、子どもや家族がより安心して生活できるよう、福祉サービスの利用についてなど、様々な相談に応じる相談支援などがあり、本町の発達支援の中核として地域の関係機関との連携や支援を行い、地域全体の発達支援の質の向上を目指すこととしております。

これらの機能を持った児童発達支援センターを運営するためには、施設整備はもちろんのこと、専門職の確保も必要となり、費用対効果なども勘案すれば、町単独での運営については非常に厳しいものであると認識しております。そういったことから、既に運営をされておられる法人などに委託をすることが適当であると考えておりました。現在、貝塚市にあります社会福祉法人三ヶ山学園と、様々な観点から検討を始めているところであります。

今後は、本町の児童発達支援センターとして十分に機能していただけるように、具体的な内容も含めて、実現に向けた協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。三ヶ山学園には、以前から忠岡町のお子さん、たくさんの方がお世話になっています。町が委託するという発想はありませんでした。距離は変わらず車で三、四十分と遠いですが、心の距離はぐっと近づいたように思います。今回、着々と実現しようとしていることは、前町長が働きかけてくれていたということで間違いのないと思います。

常に私が必要だと申し上げてきた相談支援を賄っていただけるということ、また地域支援である児童発達支援センター、放課後等デイサービスとの施設の連携をとっていただけるということをお聞きしました。実現を期待しております。

では、次の質問に移ります。また公約に戻ります。公民連携ごみ処理事業についてお伺いしたいと思います。現在、本町が進めている公民連携事業で、こちらは森野議員、河瀬議員と重なりますが、私の視点からちょっとお聞きしたいと思います。

ごみ焼却施設であったクリーンセンターは、令和6年3月に運転管理契約が終了しました。老朽化のために設備のためのお金が要するという一方で、またごみ処理経費も大阪府で赤ちゃんを含む住民1人当たり約4万弱かかるということ、断トツに高く、今後迎える人口減少社会に税収が見込めない上に、人口減少でごみも減り、炉の運転ができなくなるという可能性もあることから、今後のごみ処理方針を検討する中で、単独処理方式、広域連携方式、公民連携方式の3パターンについて定性評価を行い、そして公民連携方式であれば、燃焼処理方式で電力エネルギーが回収されて地産地消ができること、最新の法規制値に適合した施設が建つこと、民間の資金で運営されるので維持費が不要になること、災害時において本町の早期復旧・復興が見込めること、ごみ収集は今までのままで住民生活に負担をかけないこと。SDGsの観点からも最も有用性が高かったことから優先事業方式として採用され、我々議会についても説明を受けてきたところです。

そうした中、町長が公約において白紙に戻すと言われております。現段階において事業の中止や変更を行うことについて、必要な手続やリスクについてご説明いただけますでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

先ほどの河瀬議員の答弁と重複いたしますが、ご容赦ください。

公民連携によるごみ処理事業について、中止や変更する場合の手続でございますが、令和5年1月16日制定の（仮称）地域エネルギーセンター等整備運営事業公民連携協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例により、公民連携協定の締結及び当該協定を変

更することについては、議会の議決すべき事件とされており、現在進めている公民連携事業を中止するに当たっては、当該条例の規定に基づき議会の議決を要するものと認識しております。また、公民連携事業を中止する場合は、代替するごみ処理手法の確立も必要となります。

次に、広域化を進めるに当たり、一部事務組合に参入する場合は、本町議会だけでなく、組合議会及び構成市それぞれの議会、また事務委託する場合は本町議会と組合議会の議決が必要となり、本町の意向だけでは広域化を進めることはできません。

その上で、公民連携事業から広域化へ移行した場合において、令和5年4月に事業者と締結した中継施設実施協定で責任及びリスクの分担区分が明記されており、政策方針の変更による本件事業を中止、内容の大幅な変更、もしくはコスト増大に関する責任は本町が負うこととなっており、事業中止により事業者に対し損害を与えた場合は、その補償が求められることも考えられます。

加えて広域化においては、複数市で施設を設置し、改修しながら運営されています。施設改修時や大規模修繕時に費用負担が増えるのは事実であり、不慮の事故等による突発的な費用負担も考えられます。

一方、住民生活に直結する部分といたしましては、持ち込み施設が遠方になることによる収集時間の遅れなどが考えられるほか、粗大ごみの直接搬入手数料については、近隣市では本町が最も低額であることから、そうした住民負担の増加も想定されます。全てではございませんが、考え得るものとしてお答えさせていただいたところでございます。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。リスクは計り知れないほどあるということが分かりました。町長が言うとおりに、中止した場合の損害賠償は誰が支払うんですか。住民に負担してもらわなければならないようになります。中止という選択は、あえてリスクを取ろうとしていると申し上げます。

そして、私たちのような主婦にとって、ごみ出しはとても大きな重労働です。現在、クリーンセンター跡地に中継施設を造り、伊勢市まで運んでいただいているので、本当に今、曜日も時間も全く変更がありません。粗大ごみも手数料も現状維持で、地域の中で一番安いぐらいだそうです。住民の生活がこれで守られています。これが広域化になると今までどおりのごみ出しができなくなる可能性があるということを申し上げておきます。

次の質問に移らせていただきます。

現在進んでいる公民連携方式については、現段階では最良の手法、方式として考えているにもかかわらず、町長は広域化を目指すとしています。公民連携事業については、町単独の建て替えや近隣一部事務組合への参入や事務委託などの比較をみんなで行った上で、

議会の議決を経て進めている事業です。皆さん、全議員さんが聞いている話です。新人の方はまだ聞いていらっしゃるんですけども、ここにいらっしゃる昔からいらっしゃる方は聞いているはずです。今になって改めて広域化を進めるというのは、明確な有用性があるとの判断でしょうか。理由と根拠をお示してください。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

改めて広域化を進めるということの理由でございますが、ごみ処理の広域化は公民連携事業と比較し環境への影響において優れていると考えます。

現在、忠岡町のクリーンセンターは休止になっておりますが、これまで1日約20トン焼却しておりました。公民連携事業になりますと1日200トンの焼却量になりますので、環境への負荷も大きいと考えられます。それが30年間続くということになりますので、忠岡町の役割でもある環境保全の立場から、環境への負荷をかけない方法をとるということで、広域処理を目指してまいりたいと考えております。

住民の皆様のご意見もよく聞きながら、情報もお出しして説明できるという中身が出てきましたら、そういった説明もしてまいりたいというふうに存じます。ご理解のほどよろしくお願いたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

町長の答弁を頂きましてちょっと感じたことが、環境の視点のみのご発言であると思いました。多角的な視点での優位性についてのお答えは頂けておりません。是枝町長は、公民連携事業の環境影響について不安をおおるような主張をずっと議員のときからされておりますが、その代案として単に広域化を目指すということ掲げられているだけであって、忠岡町ではごみを焼きたくないから、よその市で焼いてくれればよいというふうに聞こえてきます。そのような容易な考えで、他市の住民や議会の理解を得られると思いますでしょうか。逆の立場に立てば、考えるまでもなく分かることかと思えます。

環境保全は重要な観点です。これだけを追い求めると極端な議論になってしまいます。人間活動全般に言えることですが、環境と経済性、実現性を両立させて物事を進めていくことが重要であり、持続可能な町財政を進めるに当たって、特にその両立、バランス感が重要であると思えます。

そこで、それでも環境保全をきっと考えて広域化を目指すと思うんですが、公民連携方式を中止するに当たって、費用負担を想定しておくべきだと思います。そこで、町長は広域化を目指していらっしゃるの、仮に近隣一部事務組合の参入や、ごみ処理の事務委託などを行ったとしても、本町から発生したごみ量に応じて決まった対価のみを支払えばいいと思ってというようなものではありません。相手方の施設更新や大規模修繕の際には応分の費用負担を求められることが想定されます。

また、公民連携方式の中止に当たり事業者に損害を与えた場合は、その補償もリスクとして想定する必要があります。町長は、選挙活動の中で20億円の基金の活用についても取り上げられていましたが、公民連携方式の中止については、先ほど述べたような費用負担も想定しておかなければいけません。財源確保策はございますでしょうか。財源確保策がないなら、ほかに公約で掲げられた物価高騰対策や福祉施策など住民生活に直結する事業に予算を充てることができなくなるのではないのでしょうか。財源確保策はありますか。そして、どの施策を優先し取り組まれていくのか、お示してください。お願いいたします。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

現在、公民連携事業が進められておりますが、計画を中止した際、どの程度の負担が発生するのかということは、把握が難しいところでございます。先ほど担当部長のご答弁にもございましたが、損害を与えた場合は、その補償を求められることも考えられるということからありますが、その答弁からは費用の負担ということでおっしゃっておられるんだと思います。費用については想定が難しいというところでございますので、その際の忠岡町の施策の優先順位、優先してどの施策に取り組まれるのかということについては、現段階ではお答えするという事は難しいかと存じます。

ということで、また広域処理のお話もまだこれからということでございます。施設の更新や大規模改修の際の財源確保につきましては、ごみ処理は自治体固有の事務であります。全国どこの市町村もごみ処理経費は一般財源で賄っておられます。本町も同様に行ってまいりたいと考えております。

公民連携事業の中止に伴う費用負担につきまして把握が難しいというところでございますが、どの財源で負担するのかということは担当関係部局と相談してまいりたいというふうに存じます。税なのか、ふるさと納税であるのか、地方交付税なのか、不足が出れば基金の活用なのか、まだ費用負担が明らかではございませんので、財源につきましては、今後、関係部局と相談してまいりたいと存じます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

まだ損害の金額は分からないということをおっしゃっておりますけれども、今、実際に中継施設を建てて、し尿処理の施設を潰して、そして中継施設を建てて、伊勢まで私たちのごみを運んでくださっています。かなりお金かかっていると思います。それを私たちの都合で中止というのは、本当に向こうに損害を与えることになりかねます。そして、先ほども何か中継施設で新しく基金というか、お金を継ぎ足してきちんとするというのをお聞きしたので、事業者のほうはまだお金をつぎ込む予定だと思います。どんどん時間がたてばたつほど事業者にお金を使わせていくことになり、私たちの損害賠償も増えていくことになります。

あえて、どうしてその負担、損害賠償が発生する可能性がある、そして持続可能である。私たち、30年間続きますけれども、子どもたちの将来のためにも、収益が見込める、そしてエネルギーセンターということで、エネルギーも忠岡町でもらうことができる可能性もあるという大きな大きな一大プロジェクトでございます。それを、環境保全、健康被害、それもまだどうなるか分からないというか、建物が建っていないから調べようがないっていつきなんです。それを踏まえて、たれば、きっと大きな炉になる、10倍の炉になるから、環境汚染も10倍になるっていうような考えだと思います。それはちょっとどうなのかと。町長として一番何が大切なのかを考えていただきたいと思っています。

そして、方向性も広域と決めていらっしゃるのかもしれないんですけれども、議員のときの支援者優先の考えは町政では成り立ちません。町長として何が大切なのかを考えていただきたいです。住民に借金を負わせる線路を敷いているようにしか見えません。そして、町長は、忠岡町全員の住民ファーストであってほしいと思います。住民の大切なお金をわざわざ損害賠償の費用負担などに使う必要はないと思います。そして、町長、環境と上手に付き合っていくという方法を考えていきませんか。将来の住民のために建設的なお考えをぜひお願いいたします。

最後の質問に移らせていただきます。町長の選挙、この前の5月の選挙の結果をどう受け止められているのか、お聞きしたいと思います。

今回の町長選挙結果として、当選者である是枝町長の獲得票の割合は50%を下回り、35.9%でした。前回の町長選挙での当選者の得票数の割合は49.4%であり、12月議会では過半数の支持を得ていないということから、民意を得ていないという意見もありました。今回の結果について、町長はどうお考えになられますか、お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

先月18日の町長選挙におきまして、私の投票率は議員仰せのと通りの得票率でございました。私の公約につきましても、様々なご意見があるということは十分承知しております。公約、選挙で選出されましたので公約を実現していくという立場でございます。ですから、その取組といたしましては、住民の皆様の様々なお声をお聞きし、また議員の皆様のご理解も得られるよう努力してまいり所存でございます。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

答弁になっておられません。信任を得ているかどうかです。得ていますでしょうか。お願いいたします。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

信任を得ているか得ていないかということでございますが、選挙で選出されたということで信任されたというふうにするのが一般的であろうと思います。民意を得ているか得ていないかということと、信任されているかどうかということは、言葉の違いはございますけれども、選挙で選出されたというところで、その掲げた公約を実現してまいりたいというふうに存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議員）

尾崎議員。時間が迫ってますので。

10番（尾崎 孝子議員）

はい、分かりました。

実は、日本共産党のほうから令和6年12月請願第1号、前町長が過半数の支持を得られなかったことを真摯に受け止め、焼却施設の誘致計画の凍結を決議することを求める請願書のことを実際出されておられます。このことから、半分支持がないから焼却施設も半分駄目ってような形です。町長以上に、過半数、いや3分の2を得られなかったということを真摯に受け止めていただきたいと思います。

最後に、天に唾を吐くということはこのことだと申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（前川 和也議長）

以上で、尾崎議員の一般質問を終結いたしまして、議事の都合により休憩に入ります。再開は14時45分からといたします。

(「午後2時32分」休憩)

議長(前川 和也議長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「午後2時45分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(前川 和也議長)

次に、北村孝議員の発言を許します。

3番(北村 孝議員)

議長。

議長(前川 和也議長)

北村議員。

3番(北村 孝議員)

公明党の北村でございます。本日の最後の質問者になります。町長におかれましては、同じようなことで、大変答弁もお疲れかなと思いますけれども、よろしく願いいたします。

1問目の質問でありますけれども、朝の居場所確保への対策についてであります。

朝の居場所確保への対策についてお伺いをいたします。保育所、いわゆる忠岡ではこども園であります。小学校から進学をきっかけに、働く親が子どもの預け先に困る小1の壁、共稼ぎの世帯が増える中、社会変化に対応した取組が急がれるのではないのでしょうか。

小1の壁は、保育所に比べて子どもを預けられる時間が短くなることで生じる問題であります。従来から言われてきました放課後の時間帯とともに保護者の頭を悩ませているのが、登校前の朝の小1の壁であります。保育所の多くは午前7時台、本町では7時30分からの受入れであります。子どもを預けられる一方、小学校の登校時間は8時以降が一般的であります。30分から1時間程度の差が生じます。この時間差に対応できない保護者は、子どもを家に残して、先に出勤したり、子どもが開門まで近くで待つといったケースもあるそうです。

こうした実態を把握するため、こども家庭庁は昨年、全国の市町村に対しまして子どもの朝の居場所に関する調査を初めて実施をされました。結果、5月9日に公表された報告書によりますと、朝の居場所確保を実施したり検討をしていると考えた自治体は3.1%にとどまったと。対応が進んでいない実態が浮き彫りになったと報道されております。

一方で、朝に自宅以外で子どもが過ごせる場所があれば利用したいと回答した小学1年生の保護者は4割を超えました。特に都市部では利用を求める声が多いみたいであります。

す。地域のニーズに応じて対策が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、事例といたしまして、大阪府豊中市は昨年4月から全市立小学校に民間警備会社の見守り員を配置し、7時から体育館などで受入れをしていると伺っております。本町の現状と今後の対応をお伺いいたします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

就学前の施設から小学校への進学をきっかけに、働く保護者が子どもの預け先に困る、いわゆる小1の壁につきましては、本町におきましても町内の就学前施設につきましては午前7時、または7時半からの開園となっておりますので、小学校の登校時間が8時からであるため、30分から1時間程度の差が本町にも生じているところでございます。

現状では、両小学校とも登校時間よりも早く来られた児童につきましては、門を開け、敷地内の待機場所にて対応している状況でございますが、今後も共働きの世帯等の増加や社会の変化により登校時間前に来る児童が増えることも考えられますが、何よりも子どもたちが勉強や読書など、時間までに安心して過ごせる場所を確保、提供することが大切であると考えているところでございます。

先ほど議員からもお示しがありましたが、こども家庭庁がこうした実態を把握するために全国の市区町村に実施した子どもの居場所に関する調査結果によりますと、平日の朝の子どもの居場所対策を実施している自治体は1.4%、検討中は1.7%で、合計3.1%でございます。検討中の自治体の課題といたしましては、人材確保が70%、場所の確保が42.9%、そして予算の確保ということにつきまして33.6%の課題があるというような調査結果でございました。

また一方で、同庁が共働き、また1人親の保護者3,708人に対し別に実施した調査結果によりますと、30.3%が朝の居場所を利用したいと回答し、小学校1年生の保護者に限っては42%の方が利用したいと、そういった回答であったという調査結果でございます。

本町の教育委員会といたしましても、この国の調査結果や、また他の先進的な自治体の取組等を参考にさせていただき、朝の子どもの居場所づくりについて調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

すみません、ちょっと現状をお答えいただいたので、私が聞き漏らしているのかどうか分かりませんが、これまで忠岡でもそういうような、表で開門前に1年生もしくは2年生の児童が待っているという状況はあったのでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

申し訳ございません。日によっても異なるんですが、子どもさんの数でいきますと、日によって異なりますが、10人から20人ぐらいの児童が8時前にですね、登校してるようなことがあるというふうには現場のほうから聞いております。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

10人から20人程度、毎日ではないでしょうが、その日によって違うでしょうけども、忠岡町もそういう状況が起こっておるといところです。

中には、両親が共稼ぎで、やむを得ない事情で来てる子もおれば、早く行きたいと言って、理由はどうあれ早く来てるということもありますので、これは先生で対応するというのは、先生の働き方改革もありますので、この辺はいかなもんかなと私も思いますので、豊中市の事例を紹介させていただいた中で、ここは警備会社がやってるということで、忠岡にも警備会社、いろんなところに委託もされておりますけども、もう1つはシルバー人材センター、こういったところにも働きかけていただいて、協力していただくというようなことで対応を今後お願いしたいなと思いますけども、もう一度答弁よろしく願いします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

議員のほうからお示しいただいたとおり、我々も新聞の報道ベースでございますけども、大阪府におきましては、府内におきましては豊中市さんが民間に依頼して全小学校に見守り員を配置し、朝7時から体育館等、学校の施設によって違いますけど、受け入れて

いるというようなことを聞いております。

もちろん検討するに当たりましては、活用施設も、やられてる団体も活用施設も様々でございますので、本町にどのような形態が一番合うのか。また、学校施設を利用する場合は、できるだけ教員の負担にはならないようにしながら、また併せて、やはり安心・安全ということが一番でございますので、安全上の問題など管理運営上の責任体制なども十分留意していきながら、我々も調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

いずれにしても、いろんな事業をするにしても、少なからず多からず財源も伴いますし、総じて人の確保が必要だということもありますので、現状に応じて対応を今後していただきますように重ねてお願いを申し上げまして、私の1問目の質問を終わります。

続いての質問ですが、町長選挙での公約提案についてであります。

この質問については、今日は朝からこの質問、また明日もそういった質問があるのかなと思います。答弁は、私は町長が議員時代に議員として理事者に質問されていた、あの勢いはなくなったなど。やはり立場が変われば、そういったことになるのかなということでも非常に、失望まではいきませんが、がっかりしております。

町長ね、これ、ずっと選挙期間中に出された公約なんです。ここにはもう、皆財源、貯め込んだ財源、基金20億円、活用せえと。町長にとってこの20億円というのはどれぐらいの20億円なのか。ここに公約に出されてるものを全部やったって、この20億円、まあ単年度ではできますよ。これを持続して恒久的にしていけないといけないということも踏まえたらね。この20億円が、この財調の20億円がどれぐらいの、町長にしたら、大きなお金なのかなと思うんです。

町長は、もうすばらしい議員でしたから、あえて私が言うほどもないんですけども、この財政調整基金の目的、これ当然ご存じだと思うんです。年度によって収入と支出のバランスが変動する地方公共団体の財政を安定させるための設けられた基金、財政調整基金ということなんです。積立てについては財源、余裕のある年度に決算剰余金などで積み立てると。この20億円たまったそもそもの、全てではないですけど、3年、4年かかって、コロナ禍で皆さんが活動できなくなる。役所としてもいろんな事業ができなくなった。このときの事業ができなかった分もここに入ってるわけです。剰余金として積み立てられてるわけです。

それで、活用については、災害や経済状況の悪化など、財源が不足する事態が発生した

場合、基金を取り崩して充当すると。これは財調の活用であります。例えば、災害による復旧費用や税収の大幅な減少による財源不足を補うと。地方債の繰上償還など将来の財政運営に必要な資金を確保する場合に使われると。

例えば、この災害、町長も冒頭におっしゃってましたがね。南海トラフ。こういった緊急の場合に使われるやつが財政調整基金として認識されて、町長も当然そうだと思います。町長も活用する言うても、全ては使わないでと思います。そういうことも十分ご理解されてると。

しかし、それだったら、この公約ね、国保とか介護保険の引下げ、国保子ども均等の廃止、小・中学校給食の質の向上、無償化、こども医療費の完全無償化、保育料の無償化、上下水道の料金の引下げ。ほか云々あります。ここの部分というのは相当な金額ですよ。先ほどから議員によってどれぐらい要るんですかと、こういうふうに求められて、お答えしていただいていますけど、私はきちっと書き留めてませんけども、相当な金額ですわ。

この財調は、先ほど申しましたように、そういった性質、目的であるわけで、それを全部使われないというのは当然ご承知です、これ何回も言いますけど。その以外の財源をどう確保して、町長がこの公約、提案されたことを実施されていくのか。

私も当然、逆になったら、住民の方も喜びはりますし、我々も賛同しますよ。だけど、これまでも言ってきて、理事者のほうからこういう理由でできませんというふうに言われて、我々も一定の理解をして、今日まで来てるわけです。町長も、もうええんと違うのというぐらい私ら聞いてます。町長が議員のときには。そこのね、そこの部分のトーンが、町長になってなぜそういうような立場になれるのか。当然覚悟を持って、これ公報に出してると思いますよ。別に耳障りのええことだけ書いたんと違うでしょう。覚悟を持って書いてるんでしょう、これ。まさか自分が町長にならんやろという思いでやったんと違うでしょう。町長に当選されて、インタビューを求められて、信じられません、こういうような発言もされてたように思います。ここの部分について、この財源の確保、これについてちょっと説明をお願いします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

私が町長選挙におきまして公約いたしました事業費の財源について、それぞれどこから持ってくるのかというふうなことを今求められているというふうに思います。もちろん財政調整基金、あと福祉目的の愛の福祉基金とか、また教育、就学前の子どもたちのためのそういった基金とか、様々目的ね、基金がございます。そういったことを、基金はなるべく使わないでいけるにこしたことがないというふうに思います。

必要なその財源については、今現在の収入の範囲だけでなく、国や府に対しての制度の拡充ですね。例えば、学校給食、小学校の給食費の無償化も、国のほうでもまた考えて、令和8年度、小学校も考えていただいているような、そういったところでの国の国庫補助であったり、交付金というふうなこと、そういった制度の改善もやっぱりこれからそういった取組を近隣や、また市町村や全国の地方6団体、そういったところと一緒に求めていくというのは、当然それはそれで財源の確保としては考えていきたいというふうに思っております。

そしてあと、ふるさと応援寄附金、ふるさと納税というところも、年々ちょっと最近ね、返礼品の条件がちょっと厳しくなっているということで、なかなかその収入が増えていけないという部分がございますが、そういったところの部分で、ふるさと応援寄附金の増額ということにも取り組んでいくことも、担当課と相談しながらやっていきたいというふうに、収入を増やすということも併せて考えてまいりたいというふうに思っております。

そういった形をとりながら、忠岡町の合理的にできる部分のそういった財政のやりくりというところを、また精査もしてまいりたいとは思いますが、やはり住民の皆さんのこの物価高騰というところでの苦しさ、物価高騰対策としてやっていかなければいけないものというところで、それを物価が落ち着いて、収入もそれに見合うような収入になってきたら、またその段階では物価高騰対策は考えていけばよろしいかというふうにも思っておりますが、何せこれからやっていくというところがございますので、財源の確保も取組を強めてまいりたいと思っておりますし、実施の内容についてですね、それについては担当部局や財政部局とよく相談をしながら実現に向けた取組を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

委員（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

町長、給食の問題1つとっても、公開討論のときに対立の、対立といいますか、ほかに2名、候補者が出てはりました。そのときに、JCさんが主催されてましたよね。そのときに1候補から、給食は無償化は来年度から国のほうで小学校から段階的に取り組んでいくと言われてますよというふうに質問されたら、町長は、それは決まったわけじゃないでしょう、今の段階では合意でしょうと。ということは、今の発言からしたら、町長はいかにももう国のそれを当てにしていますよね。期待してますよね。そのことから言うたら、あのときの発言はいかがなものか。その上で、一番先に取り組んでいきたいと、こういうふうにおっしゃってました。

これ、午前中でしたかね、他の議員からの質問で、年間6, 100万。3学期に取り組んだら1, 500万要ると。これももう実質、国のほうでもね、動きとしてはそういう動きになってます。だから、一遍にできないから、合意の上でも今のところは段階的に取り組んでいきたいというような表現しかしておりませんが、今後もっと明らかになってくるのかなと思います。

だけど、私はそれを待たずして、当然3学期からこの1, 500万、もしくはまだ合意の上ですから、何らかの事情で国のほうも段階的に取り組めないのが、遅れた場合、これ年間6, 100万要るんです。これだけじゃないです。公約、ほかにもいろいろされて数字も出てました。これ持続していけるのか。一日も早くこれやってあげてください。物価高騰対策になりますから。国のほうも重点政策交付金か、忠岡にも700万ですかね、追加で下りてます。これはどういう使い道か、私もちょっと聞いてますが、さきの部分には、水道料金の半年間の基本料金の減免されるということに使われるということで、そういった交付金も活用されることもできるでしょうけど、それは毎年毎年私、くれないと思います。

税収もいろんな機会、財源もいろんな基金使って、愛の福祉金とかいろいろおっしゃってました。当然ふるさと納税等もおっしゃってました。しかしね、今の状況から見て、私はそんなに税収がね、一部ではあるでしょうけど、好転するようなことは恐らく考えられない。その中でこれだけの公約を示されてね、それが本当に実現するのか。私、住民の立場に立って、これが実現されなかったら、町長、これ背任行為ですよ。しっかり私、これ取り組んでいただきたいと、こう逆に申し上げたい。

我々も党としても、こういったところでしっかり国のほうでも取り組んでおりますし、実際にそうあるべきだと私らも思っておりますが、これまでも他の議員の質問なんかの答弁も聞きましてね、町の立場もよく理解する中で、時期を見てというところで、今日に至っているわけです。

そういったこともありますので、しっかりと優先順位をつけて取り組んでいただきたい。今日、傍聴に来られた方もかなり期待されてると思いますよ。後でこの次の質問にもなりますけど、投票された方、町長に投票された方ね。中には1丁目1番地でエネルギーセンターの廃止っていうことでされてましたから、そういったことで町長に票を入れた人ばかりじゃないと思うんです。いろんなことを打ち出して、先ほど見ていただいたように、これなんかでも福祉からいろんなことから公約で出されてますから、そういったところに共感して町長に1票を投じてる人もいてらっしゃるから、そういったことを思って、その人らの期待を裏切らないようにしていただきたい。まず自分の立場より住民の立場に立って進めていっていただきたいと思います。

それと、しつこくなりますけど、いずれの議員の質問に対しても個々というところになれば、担当課と協議して、住民とタウンミーティングを持ってというようなお話を答弁さ

れてました。私、聞いててね、ひょっとしたらこれ理事者や住民の、理事者というか職員や住民のせいにするん違うかなと。いやいや、職員と検討したら、ちょっとでけへんって言うけど、私したいんやけどというようなことだね。住民の声というけど、これ大切なことですよ、住民の声を聞くのはね。そやけど、これだけの住民に一人一人聞けませんし、どこをどうまとめていって、どれを優先するのか、これは大変な仕事やと思いますよ。前途多難やと思います。しっかりそれについてもよく協議されて、お話しされて進めていっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

町長選挙の結果についてです。先ほど尾崎議員のほうからも質問がありましたように、若干重複するところがあるのかなと思います。5月18日に執行された町長選挙で、仮称エネルギーセンター、焼却施設誘致計画を中止ということ、中止、白紙を全面的に押し出してですね、投票されたわけです。しかし、投票された住民の過半数の支持を得られていなかった結果をどう捉えるのか。

これ、なぜか言いますとね、先ほど尾崎議員がおっしゃってましたように、いつでしたっけ。昨年でしたね。12月10日ですわ。請願で凍結の決議を出してはるわけです。この中で、私が今言うた逆のパターンで、こう質問されてました。このときは杉原町長、是枝現町長と、もう1人元議員が質問された中で、杉原前町長も過半数を取れてなかったということで、これは非常に重く受け止めてもらわないと困りますよと、簡単に言えばそういうようなことがあるわけで、投票された方については、先ほど言いましたように、しっかりいろんなことで期待されてますから、これに取り組んでもらうということで、お願いというか、していただきたいと申し入れておきます。

しかし、この投票されていない方、この中にはいろんな関係で次点の、次の2番目の候補者に入れた、投票されたかもわかりませんし、この中には、いや、環境問題云々で、ごみの焼却施設、産業廃棄物は嫌がりますけど、エネルギーセンター、こういったところには反対やけど、いろんな形でお世話にもなってるし、この人やったらと人間性を見て、この人やったら任せられるからとって、そういった投票された方もいらっしゃるわけで、そういったことから思ったら、この過半数取れてない、町長が過半数取れてない。次点の方、次点というか、2位の方と65票差ですかね。ほぼほぼ変わらないんですけど、この取れていない2番目と3番目、2位、3位が4,000何ぼでしたかね。ごめんなさい、4,222ですね。有効投票ですけども。この方々について、町長どう理解を求めていきはるんでしょうか。

先ほども言いましたけど、全てが全て賛成やということで入れたわけではないし、他の部分でも投票されたんでしょうけど、町長以外の2番目、3番目の、2位、3位の方に投票されたその動向というか、いろんな動向がありますけど、何回も言いますけど、この方々に、4,222、この方々にどういった形で声を拾って、またこのいわゆるエネルギー

ーセンターの中止について理解を求めていくのか、その辺をお伺いします。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

先月の18日の町長選挙におきまして、私の投票率、北村議員がおっしゃったとおりでございますが、私の公約とその別の方のね、その公約とは違って、違いもございます。ですから、様々なご意見があるということは重々承知をしております。

選挙で選出されたというところでありますので、その公約を実現していくということについては努力をしなければなりませんので、その取組といたしまして、住民の皆様の様々なお声をお聞きして、議員の皆様のご理解も得られるようにと努力してまいり所存でございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

すみません、私の質問、悪かったですね。町長に入れてない方に、この中止ということについて、どうのように理解を求めていくのかということであります。これを言うたら、また次3回目になるので、これはこれでまた後で答えていただけたら結構ですけども。

町長、これ、令和5年でしたかね、1月の20日ですかね。基本協定が5年やったかな。5年1月に基本協定が可決されたんです。そもそも論になるんですけど、当初、これご存じのその前年度の4年に、9月でしたかね、8月から動きがありまして、9月に突然出してきて、住民説明が。ましてや、議員はさることながら住民にも説明されてないということで、理解を求めたいのに、もっと説明をしっかりとっていきなさいよということで、これはうちが主導で、当然そうやなということもご理解しましたから、その翌年の3月末、4月には、もう今止まっていますからね、今までの焼却炉は。炉はね。そやから、止めるに当たって、日にちもない。けども、ぎりぎりのところで採決つけていただいて、その間、住民に説明をしてくださいよということで、町は動いていただいたんです。その中で、説明が行き届いてませんよ。実際私も何か所か行きました。その中で、来てはる人というのは大体決まってはりますわ。町は町で時間の取れる中で説明に回られたと私は理解しています。

それはそれとして、このエネルギーセンターについてね、環境問題云々、町長選挙においても、20トンのが200トンになるから、10倍やから、大きさが。そやから、今までの環境よりも10倍、11倍になりまっせみたい。根拠があつてのことですね。根

抛なしにそんなこと私言わないと思いますけども。ただ、単純に我々からしたらそういうことを示されても、この技術の発展してる中で、果たしてそういうことが現実に起こり得るのか。

これまでも町長、説明いろいろ議員のときに質問されてましたけど、聞く分には、忠岡さえ良かったらええんやと。広域でよそに持って行ってくれと、そういう話しか私ら聞こえてませんでした。忠岡さえ守ったらええんやと、よそへ持って行ってくれたらええと。これね、広域になっても、例えば和泉、泉北環境へ行く。岸和田はどうか分かりません。そういうところにごみを持っていくに当たって、向こうは向こうでそういうことで環境にやっぱり気になりますから、いろんな問題も起こってくるでしょう。そういうところから考えると、この広域というのも難しいんとちゃいますかと。それよりも現状でいろんな形で、3案出された中でね、公民連携で大栄環境さんにやっていただくということの中でね、より良いものをつくっていくというて、私は議論がなされてなかったのが非常に残念です。

政治というのは、私は思うんですけど、住民に不安を与えるものではないと。より良く安心さしていただく。その中で、一旦決まったら民主主義ですわ。決まったんだから、そこをより良いものにしていくというところにね、なぜ至らなかったのかと。

町長がこの町長選で、きっぱり中止ということを前面に出されたことは非常に私としては残念です。そのついでに公約をつけたみたいな感じしか私は受け取ってません。だけど、これまでも議員生活の中でいろんなことをおっしゃってましたから、当然公約を出されている。おっしゃってましたからね。当然実現していただくようになると思います。これもさきの質問の中でしっかりお願いしてますけど。

ここについてですね、ここの部分になぜそう至らなかったのか。全てが、エネルギーセンター、産業廃棄物が悪だという形しか考えられなかったのか。一旦決まったんだから、ここを良くしようと、住民に不安を与えないように良くしようとするのを考えない。すぐ中止。なぜここに持っていかれたというところの、私は町長の心情を聞きたいです。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

私が広域化を進めていきたいと言って、進めたいというところの一番にはやっぱり環境の保全、環境への負荷が大きいからこれは中止をしたいというところでございます。

広域化を進めていくといっても、なかなか相手のあることですので、これも大変難しい問題であると。ですけども、難しいけれども、これに取り組んでいこうというふうに思って、広域化を進めていきたいと、目指していきたいというふうに公約もしたわけござい

ます。

公約をした限りは、その広域化を進めていくということで動いて、誠心誠意ね、皆様にもご説明しながらご理解を頂くというふうに取り組んでまいりたいと思います。その際には、住民の様々なご意見があろうかと思えます。そのご意見も聞きながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

3番（北村 孝議員）

議長。これで3回目です。

議長（前川 和也議長）

北村議員。マイクをもうちょっと近づけていただけると。

3番（北村 孝議員）

あつ、マイク、すみません。

町長、さっきも言いましたけど、住民のお声を聞いてと、どこまで私、聞けるのかなと。こんなん、住民の皆さん傍聴に来てはって、失礼やけど、いろんなことをおっしゃいますよ。どこまで酌み取って行ってやっていくのか。

この広域というのも、私、どういうふうと考えてはるのかな。これまでもそんな話もやって、これまでの町長も取り組んできて、私もその取り組んで向こうと話しされてるところの報告は受けてますけど、実際現場を見たわけでもないですけども、それがうまくいかなかった、うまくいかなかったというか、スピード感がなかったというか、その辺で今回こういった公民連携のエネルギーセンターが最善だということの案が出てきて、我々も賛同したんですけど、これ、公民連携が受け入れてもらえなかったらどうしはるんですか。責任とりはるんですか。住民の皆さん、それ思っはりますよ、町長。

皆さん、そやから町長に投票された方全てじゃないですけども、中止、環境問題、具合悪い、子どもや孫に影響を与えるって、そのほかにもいろんな政策もそのままあれして投票されてますけど、2年、3年に及ぶ中で、中止、中止って町の中ね、車で回りはって、これ公民連携と違って広域できなかつたらどうしはるんですか。そこは聞きたいな。

だから、言うようにそうじゃなくて、今の状況を進められてる中で、今もずっと進みますよ。公民連携のエネルギーセンターをより良いものにしていこうということにならないでしょうかというところが、私の聞きたいところなんです。

私、心配してるんですよ、これ。町長は以前、就任されて、個人的にというか挨拶に、私そのとき議長してましたから来られて、「町長、これどないしはるんですか」と言うたら、「いや、今の状況を続けて、相手も大きな上場の会社やから、お話もご理解していただければということで、今の状態で中継施設から三重県まで運んで、この状況の中で最終的には中止」と。そなん協力してくれますか。そなん都合のええ話は私ないと思うんです。ここらも当然踏まえてね、公民連携じゃなしに広域っていうことのめどが立ってるん

であればいいですよ。それもないのに、ただ、産廃悪い、環境を汚染する、そういうところで広域というところに行くところに私はいかがなものかなと思いますけど、再度この点についてお聞きいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

大変ご心配をさせていただいてるところでございますが、広域化を進めると言っても、今現在の契約ですね、公民連携のこの協定は契約ですので、この契約をストップ、中止するという事は、日々の町民のごみの焼却がたちまち困るということは理解していますので、これは続けていかなければいけないものであるということは理解しております。やっぱり町民の中で、住民の中でもやはり環境への心配というところの声もたくさんございますので、それを受けて私も広域化を目指していきましようということで、そういう環境を大切にしたい町政を進めていこうということで、そういう公約でありましたので、なかなか広域化は大変だというご心配あるかと思えますけれども、大変苦しい道ではありますけれども、その広域化処理を目指して努力してまいりたいというふうに決意しているところでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

しっかりと取り組んでいていただきたいと。そうでないと、町長に投票された方に対して、裏切りとまでは言いませんけども、そういったところにもなりますしね。ほんまに広域になれへんかったらどないすんのかなということも思います。

それこそ、そういったことで2年間活動されてですね、2年、3年ですかね。中止ということで活動されて、今日に至ってるわけですけども、町長に投票された方、うっかり1票がね、がっかり1票にならないようにしっかりと取り組んでいていただきたいと、このように思いますので。議長、以上で質問を終わります。

議長（前川 和也議長）

以上で、北村議員の一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。皆様これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

ご異議がございませんでしたので、本日はこれで延会とすることに決定をいたしました。

次回の会議は、明日6月27日(金)午前10時より開会いたします。お疲れさまでした。

(「午後3時26分」延会)